

紀美野町第1回定例会会議録
平成20年3月18日（火曜日）

○議事日程（第3号）

平成20年3月18日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	田 代 哲 郎 君
2 番	小 椋 孝 一 君
3 番	北 道 勝 彦 君
6 番	上 北 よしえ 君
7 番	西 口 優 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
10 番	前 村 勲 君
11 番	加 納 国 孝 君
12 番	松 尾 紘 紀 君
13 番	杉 野 米 三 君
14 番	鷲 谷 禎 三 君
15 番	美 濃 良 和 君
16 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

4 番 新 谷 榮 治 君

5 番 向井中 洋 二 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	岩 橋 成 充 君
総 務 課 長	岡 省 三 君
企画管財課長	溝 上 孝 和 君
住 民 課 主 幹	南 秀 秋 君
税 務 課 長	裏 田 安 男 君
産 業 課 長	中部屋 恵 司 君
建 設 課 長	大 竹 康 夫 君
会 計 管 理 者	山 本 倉 造 君
教 育 次 長 兼 総 務 学 事 課 長	森 勲 君
生涯学習課長	新 家 貞 一 君
消 防 長	七良浴 光 君
保健福祉課長	井 上 章 君
水 道 課 長	岡 本 卓 也 君
地籍調査課長	西 山 修 平 君
防 災 課 長	三 宅 敏 和 君
神 野 支 所 長	峠 泰 男 君
代 表 監 査 中 谷	一 君

(遅刻 9時10分出席)

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局 長 中 尾 隆 司 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（美野勝男君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、向井中議員、新谷議員から欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は5件です。

順番に発言を許します。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、裏金の問題についてお聞きしたいと思います。

このことにつきましては、開会日の前の議会運営委員会の日、6日から新聞社がスクープをするという形で、本当に今までかつてないような騒ぎになってきております。

もともと美里町時代のことなんですが、以前、美里町の時代に篤志家の方が寄附ということでされておったということで、私が当選して間もないころ、毎年4,000万円前後の一般寄附が予算に計上されておりました。私はこのように多額の寄附が計上されるのはおかしいということで、反対する立場をとっておりましたけれども、平成の初めのころに、町長の方からすべてあるだけ出すということで、数億円が予算に計上されました。これがすべてです、ということであつたわけであります。

そして、裏金に関して、私の目にしたところといえば、段木町長が誕生して1年後、平成12年6月議会でしたか、ゴルフ場のシンコー社から寄附があつたと。前町長からその話があつて、6億円がそろってから予算に計上しようと思つていたのが、これはそろつていないということで、平成12年の6月定例会でしたか、計上されました。このときに美野勝男議長にも相談があつたときに、これですべてなのかということで確認

したそうですが、その当時の段木町長は、これだけであると言い切ったそうであります。

私も、その後の全員協議会の場合でも、この問題についておかしいと。特にこのように自治法にあるところの総計予算主義という、そういうところから見ても、このように1年間も持ったままであるというのはおかしいということで批判を行いました。

予算の審議の中で、このことについてあったのと、もう1点、もう一度これですべてなのかということで確認いたしました。その時に当時の助役が、これ以外にはありませんという答弁をして、町長もそれを確認すると、そういうことでおったわけであります。

1年間、予算の上にのせないで持っておったということ自体が、非常に私には町長のやり方というのが、ちょっとおかしいというふうに思っておったわけであります。実際は5億4,000万円のほかに約5億円近くのをまだ持っておったと。それが、今問題になってきているところの裏金ということであるわけであります。

さて、寺本町長になってから、またちょっと裏金の問題が目につきました。というのは、町長が誕生して平成18年3月でしたか、このときに平成13年、旧美里時代に大角農道の陥没をしたところに町外の車が突っ込んで、大けがをして車が大破すると。そういうことで、年末だったんですけども、車を賠償しろというふうに請求されて、町長がすると即答して、年末、要求があってから1日置いて、当時の収入役の名前で被害のあった方に出されたと。

この後、この問題がちょっとこじれまして裁判になるんですが、訴えられるんですけども、紀美野町になってから、寺本町長から、この問題が和解になると。そういうことで当時の美里町の顧問弁護士から高級車796万円、これをポンと当時の段木町長が賠償するというふうに約束をして、年末に送ったと。裁判に訴えられたのは、車は当然もう渡してますから、車以外の慰謝料、その他が裁判になって、その後、大体解決の方に向かっているということなんですけども、車は別に既に段木町長が796万円を渡していたから、当時の顧問弁護士から796万円を段木町長に紀美野町から支払ってくれという、そういうことであったわけですね。

これは誰が考えてもおかしいんですよ。普通考えても、このような問題は保険に入ってますから、保険会社にまず行かなければならんわけですけども、町長自身が出ていて、そして、相手が大変きつい方だったということなんですけれども、要求されて、ポンと2日後に796万円を相手方に振り込むと。こんなことは考えられないし、当然、

予算を伴うものですから、議会に相談するのが当たり前なんですけども、できなかったとしても、直後の議会に相談があつて当たり前なんです。それが一切なしに、平成13年から平成17年まで、この問題は何も私たちに相談がありませんでした。

というふうに考えていった場合に、これはどう考えても財布の痛まないお金、痛むのでしたら、すぐに議会に言って、予算をつけて自分のところに返してもらうというのが当たり前なんですけども、数年ほっておくというのは大変おかしい。

そういうふうなことから、私は当時の林議員と2人で、この問題について裏金くさいということで、裏金の疑いがあるから、調査委員会を設置することを求めて、議員提案を行いました。残念ながら、他の議員さん方は、それぞれの立場もあったかと思いますが、一般的にそんな裏金が存在するのかがということが考えられないというふうなことであったのでしょうか、この議員提案は賛成されませんでした。

これが大体、私たちの経過であると思うんですが、その後、監査委員の活躍で、裏金がいよいよ表に出てきたわけであります。しかし、ここまでひどいのかというのが私の感想であります。全くの公私混同ですね。公金という認識があったのかというふうに思いました。

このようなことに大変詳しい方にお話を聞きますと、裏の金をつくった場合には、使い方にやましいことがないということを証明するために、出金簿などの資料を残しておくというのが、気持ちの上からもされるそうなんです。それが今まで数十年あった資料をみんな焼いてしまうと。しかも残ったお金、696万円をおろして自分が管理する。こんなことは普通考えられないと思うんです。普通に公金とするならば、当然資料も残すでしょうし、お金もそのまま置いておくのが当たり前やと思うんです。それを持っておつたと。わざわざこの袋に入れて置いておきましたというふうに、テレビで見せたそうなんですけども、わざわざそのようなパフォーマンスをしなければならないというのは、ちょっとおかしいのではないかというふうに、普通ならば考えるのが当たり前やと思うんです。

また、一たん出金した700万円の裏金が使えなくなったということで、段木さんの方に返ってきたと。そして町長選が終わってから、町長を下りてから、自分の家につながる道路をつくるのに使ったわけですね。こんなところも、普通考えられません。どんなふうにも考えても考えられないこと。言うならば、本当におぞましいというふうに言ってもいいような、そういうふうな使い方、状況であったというふうに思います。

何にしても、全国に紀美野町がこういう形で報道されまして、紀美野町が大変情けないレッテルを貼られたように思います。随分と肩身が狭いというふうに、町民の方も言っておられます。この失った信頼をどう取り戻すのか。そういう点では、まず全容解明をしなければならないことは当然でありますけども、そういう点で、議会の方も100条委員会を設置しましたし、この点からも、当局とともに頑張っていかなければならないというふうに考えます。

そういうことがまず必要なんですけども、それとともに、この信頼をどのように回復していくのかということについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、道路特定財源についてお聞きしたいと思います。

この道路特定財源について、大変問題になっておるわけでございますけども、県の方からと言いますか、よく見てみましたら、県を筆頭に町村会や県議会など、12人の団体がチラシをつくって各戸に配布すると、こういうふうなことがされました。このようなキャンペーンが張られたわけではありますが、道路特定財源について、私は非常に不思議な思いをするわけであります。

道路特定財源は、戦後間もない昭和24年に揮発油税（ガソリン税）がつくられたわけであります。しかし、この当時は使い道を限定しない一般財源であった。揮発油税を徴収するけども、その使い道は何に使ってもいいという、そういう税であったわけですね。それが、5年後の昭和29年に道路整備5カ年計画というのが始まって、その財源として揮発油税が道路整備の特定財源とされていったようであります。そのころは国道・県道の舗装率が5%以下と、大変道路の状況が悪かった。だから、道路を整備していかなければならないというのが、一つの大きな理由であったようであります。

そして、昭和49年から2年間だけですよという特別措置として、上乗せ税率として現在の暫定税率というのが始まったわけであります。その暫定税率というのが、その後何回も延長されて、30数年たった今も続いてきたというような状況であります。今、昭和29年のころの5%だった国道・県道の舗装率も、既に90%を超えて100%近くになってきているというふうに道路の整備も進んできています。

必要か必要でないのかと論争する中身で、もう一つ大事なのは、何のために特定財源を使うのかという、その計画の問題であると思うのです。道路のどこをやるかということよりも、まず10年間に59兆円の事業をやると。この59兆円のことが先に決まって、そこからどうも道路の状況等の計画が始まったようでありますけども、そもそもそ

の考え方がおかしいと思うんです。

中期計画の中身ですけども、バブルのころに計画された1万4,000キロメートルの高規格幹線道路とか、7,000キロメートルの地域高規格道路、それと6本の海峡横断・木更津東金道路、こういうふうなことが入っているようであります。中には悪名の高い東京湾横断道路（東京湾アクアライン）といいですか、10年前の開通当初に2万5,000台通ったようであります。それが20年後には約倍の5万3,000台になると、このように想定したそうでありますけども、半分たった現在、いまだに2万台を下回る水準で、大変大きな赤字になっていると。

そのころ計画を立てた高橋国一郎という日本道路公団総裁は、そんなことは初めからわかっていたと。調査を長いことやって、採算がとれないことはわかっていた。しかし政治決断が出た以上、交通量など、うその数字を出すため、鉛筆をなめざるを得なかったというふうに言っているわけではありますが、このように、本当に必要であるのかないのかというふうなことも関係なく、59兆円のお金を、しかも高規格道路等の大きなところに使っていくと。こういうことですから、非常に矛盾があると思うんですね。

今日の朝の読売新聞のアンケートの整理がされておりましたけれども、それを見ましたら、暫定税率について載っていましたね。あなたは道路整備のためにガソリン税の税率を暫定的に上乗せすることを、法律の期限が切れる3月以降も続ける方がいいと思いますか、それともやめる方がいいと思いますかという質問に対して、続ける方がいいが27%で、やめる方がいいが64.2%になっていると。このような状況になっておりますし、朝日新聞の3月5日でしたか、これでも59%の人が一般財源化するべきであるというふうに答えを寄せております。そういうことで状況も変わってきている。また、使い方も高規格道路など、そういうところに使われている。そういうところがあって、本当にこれでいいのだろうかという問題があると思うんですね。

また、県も盛んにこのように言ってますけども、特定財源を使って、そういうふうに工事をしていく場合に、当然起債も使っていかなければならない。そういうふうにと考えたら、また和歌山県も借金が大きくなってくると。そういうふうなことを考えて、一体どこが本当にこの面で一番よいふうになっていくのか、このように考えてしまうわけがありますね。

何をしても、今回の国会の審議の中、6つの海峡の横断をする道路というのが計画をされているようでありますけども、それが一貫して、例えば紀美野町、美里、野上、そ

れぞれ予算を見てみましたら、紀淡海峡の調査の予算が毎年のってきております。これ
をやってきたのが海峡調査財団という団体ですか、これが天下りの財団なんですね。こ
こが70億円からのお金を使って、6つの海峡の横断道路の調査をやってきた。

こういうふうに考えて、本当に構造的なものがあるのではないかと思わざるを得ない
と思うんです。今回の審議の中で、海峡調査財団というのがなくなるそうなんです、
計画自体も本当になくしてしまうべきではないかと思います。

紀美野町は地域性もあって、1軒1軒が離れている、そういう過疎の町であります。
車がなければ生活できない地域になってきております。そういうふうな地域ですから、
1リットル約25円の暫定税率が下がれば、本当にありがたいというのが、紀美野町
中の住民の考えでもないかと思います。

そんな中で、チラシを配布してまで、特定財源やら暫定税率を維持しようとした県な
どの態度というのは、非常に問題があるというふうに考えます。また、中期計画につ
いても問題があると思いますけれども、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。

次に防犯灯について、お聞きしたいと思います。

この防犯灯について、前回もお聞きしたんですけども、町長も私の質問の趣旨は十分
に認めていただきまして、そういうことは非常にわかるというふうに言ってくださった
んですけども、問題はお金の問題になってくると思うんです。

私、電気のことについて詳しい方にお聞きしたんですけども、夜間の電気を使った温
水器がありますね。マイコンなどを使って、通常料金の約3分の1の設定でやっている
ようであります。当然、防犯灯というのはセンサーでもって、夜の時間帯に点灯するも
のなんですね。今、払っている月200円ぐらいですか、これは夜間料金という中身で
計算されたものではないようであつたんですね。そうであるならば、夜間料金として、
防犯灯について設定をしてもらえば、3分の1、あるいは2分の1と、今の料金よりも
下がると。そうするならば、非常に面積が広くて、そのところどころに防犯灯をつくれ
ば、とてもやないけど、字、区の財政が参ってしまうということで、なかなか要求もで
きない地域もたくさんあるわけなんです、また町にとっても、国道のそばの大型の照
明ですか、これは町の払う電気料金となっているそうでありますけれども、そういうふう
なことを考えれば、この交渉を関電の方に進めていくべきではないかというふうに考え
ます。このことについて、お聞きしたいと思います。

最後に、食の安全と食料の自給率について、お聞きしたいと思います。

最近、ギョーザに農薬がついていたということから大きな問題になりました。例えばじゃあ中国に、おまえところの品物は取らないよというふうに言ってしまうと、今度は反対に日本の店頭に並ぶ食料商品が40%減るといふような説もあるわけなんですね。そういうふうに、今既に、中国は大きな日本の輸入先になってきているわけですね。そういうふうに考えていった場合に今の日本の状態、また私たちの住民の置かれている状態というのは大変厳しい状況になってきていると思います。

検疫というふうに言いますけども、外国から入ってくる農産物等の検査をする体制があるんですけども、これが輸入港での検疫の体制は食品輸入件数の10.7%しかないのです。その10.7%で、国のやる行政検査は3.3%、民間の登録検査機関がやる検査が7.5%、また外国の検査機関がやるのが0.4%と、そういうふうなところしかないわけですね。それも一部を抽出してモニタリング検査というのだそうでもありますけども、サンプルをとって調査をしますから、全量はやってないわけですね。

しかも問題なのは、1995年といいますから平成7年、WTO世界貿易機構、昔、GATTとといったWTO協定で、検疫体制が弱められたそうでもあります。自由貿易の促進ということで、農薬の残留基準を緩和した。

また、輸入食品についても、原則検査をするとの基準を改めて、書類審査のみで、業者が即時引き取ることができるようにしてしまった。日本の農家で言うならば、日本の農家が栽培する農産物にはポジティブリストといって大変厳しい農薬の残留の基準があるわけですね。これを超えれば市場流通ができないという大変厳しいものになっております。ところが厚生労働省は、ギョーザなど、複数の原材料が入った食品、これは検査が難しいということで、加工食品は検査をしてこなかった、こういうところに問題があると思うんです。毒入りのギョーザを食べた消費者の訴えがあったのに、保健所や商社でも農薬残留は検査しなかったと。被害の発生から公表まで1カ月もかかり、被害の拡大を防げませんでしたと、このような状況になるわけですね。食の安全に大変危機感を持ってしまっているというふうな状況になってきているわけですね。

何にしてもこういうことで、日本の食料がなければ外国に対してどうこうは言えないというふうな状況にあるわけなんですね。そういうふうなことを考えるならば、日本の農業はこれからどのように成長させていくのかと、こういうことを考えなければならぬというふうに考えます。

朝日新聞の社説で、遅まきながら農業を振興させなければならないと、そうすること

によって、今、町の方で若者が厳しい労働条件にあるのが、農業の方に変えていくことができる、そういうふうな主張がされておりました。何を言っても、今、私たちの紀美野町というのは、やはり産業の大きなウエートを占めているのが農業であると思います。その農業が今大変厳しいことによって若者の仕事もない。また、全体に紀美野町にいつくことが難しい状況にあると思うんです。

そういう点で、もう一度、農業を国の体制として、国の考え方として再生するために、国に対してものを申していくということが大事かと思いますが、町長もその立場でもって、国の方に農業の振興のために、また、今ある農産物の自給率を高めるという点から、国に対してものを申していただきたいと思います。

そのことについての見解を求めて、以上４点について、答弁をお願いします。

（１５番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 美濃良和議員の質問にお答えをいたします。

まず質問の第１点、そして第２点につきましては私から、なお、第２点目の中期計画は建設課長から、また第３点目の防犯灯については総務課長から、そして第４点目の食の安全と食料の自給率につきましては、産業課長から答弁をさせていただきます。

さて、議員ご指摘のとおり、このたびの旧美里町の歳計外預金問題につきまして、新聞、テレビ等で大きく報道がなされ、議員の皆様や町民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしておりますこと、まずもって心よりおわびを申し上げます。

去る３月５日に監査委員会報告を受けまして、この問題が発覚いたしました。町といたしまして、早速３月８日に、真相究明に向けての作業を進めるため、特別対策室を総務課内に設置したところであります。

以後、今日までの間に、銀行口座の一部の支出状況が判明したところであります。これは既に３月１１日に発表済みでございます。

また３月１２日、和歌山県知事に対しまして、正式に職員の派遣依頼をしたところ、県知事におかれましては、早速１名の県職員の派遣を快諾いただき、既に３月１７日から当町に派遣していただいているところであります。

また、議会におかれましては、去る３月１４日に１００条委員会が設置され、真相究明に向けて取り組まれると聞き及んでおるところであります。また、先日の議会におき

まして、早急に告発に向けた取り組みについての議員決議もいただきました。

今後、この問題につきましては、町といたしましても議会決議を真摯に受けとめ、議会の皆様方と連携を図りながら、また弁護士とも相談しながら、真相究明に向けて厳正に取り組むことはもちろんでございますが、告発に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

合併して2年あまりというこの時期に、今日まで培ってこられた町民の皆さん方の名誉を、さらには紀美野町の名誉を今後再び回復すべく、随意努力してまいる所存であります。つきましては議会はもとより、町民の皆様方の広い心と温かいご支援をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道路特定財源の暫定税率延長チラシの各家庭への配布につきましては、全国的な視野に立って、和歌山県並びに紀美野町の道路改修の状況を鑑みますと、近年になって、やっと我が県、また我が町にとりまして、道路改修が進んでまいりました。そのやさきに今回の道路特定財源暫定税率問題の是非が国において議論がなされておりますが、この財源がなくなりますと、国におきましては2兆6,000億円の道路財源がなくなり、和歌山県では約120億円の減、また、我が紀美野町におきましても約1億900万円あまりの道路予算が減り、道路改修が補助事業としてできなくなってしまう。国道改修はもちろん、町道改修に至るまで、すべての道路事業に影響が出てまいります。

そこで昨年12月27日、和歌山県知事が中心となり、県議会はもちろんのこと、県内市町村長会並びに市町村議会議長会、県内6団体並びに県出身の国会議員の皆様方のご参加のもとに、道路特定財源暫定税率の廃止に反対する決起集会を開催いたしまして、政府に対し、要望を行ってまいりました。

また、去る1月21日、地方6団体として、全国知事会、全国都道府県県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村長会、全国町村議会議長会が暫定税率の廃止に反対する共同声明を提出して、道路財源の確保に努めているところでありますので、県並びに当町の道路改修状況等をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君)

建設課長、大竹康夫君。

(建設課長 大竹康夫君 登壇)

○建設課長（大竹康夫君）

美濃議員の道路の中期計画についての概略を説明させていただきます。

道路の中期計画に取り組む主な政策課題として、１．国際競争力の確保、２．地域の自立と活力の強化、３．安全・安心の確保、４．環境の保全と豊かな生活環境の創造、５．前４項目に資する既存高速道路の有効活用と、５つの柱をもとに計画されております。

特に当町に関連の深いのは２項目目と３項目目であります。まず、２項目目の地域の自立と活力の強化では、生活幹線道路のネットワークの形成ということで、現状では救急車などの緊急車両がスムーズに走行できない、また路線バスなど、安全な通行に支障を生じるなどの移動支障区間が多数存在し、十分な定時制、安全性が確保できない状況にある。そこで、地方部において複数の高次救急医療施設、生活中心都市への６０分での移動を目標に、地域高規格道路の整備、現道拡幅及びバイパス整備等の狭い道路の解消を推進する施策を講じる、となっております。

また、３項目目での安全・安心の確保ですが、安全・安心の道路交通を確保するため、橋梁の定期的な点検を実施し、長寿命化、修繕計画を策定し、予防保全の実施を図る、また維持管理コストの縮減を図りつつ、道路の安全を常時確保するとともに、地方公共団体と連携し、地域性を踏まえた維持管理を実施する、落橋を防止する装置の設置、鋼板やコンクリートによる橋脚の補強等の耐震対策の施策を講じるとなっております。

なお、安全・安心の確保、３項目目ですが、本年、平成２０年度より橋梁の安全調査のための５カ年の第一歩として計上させていただいております。

なお、この中期計画の策定に当たり、当町より政府に対して意見書を提出しております。意見書の中身ですが、要約いたしますと、重点化を進める上で、特に優先度の高い施策として、地方の自立的な発展に不可欠な高規格道路から、県道、市町村道に至る道路網の整備により、より一層強力に推進し、地方の遅れた道路整備を計画的に推進するとともに、地方の道路財源を確保し、地方財政対策を充実させることを強く要望いたします。

特に大災害に備え、まさに地域に住む者の命の道である地方主要道路整備がこれ以上遅れることのないようにと、当町よりも政府に対して意見書を提出しております。

以上、中期計画の説明とさせていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(建設課長 大竹康夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡省三君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 私の方から、防犯灯の件についてお答えいたしたいと思います。

町内に設置している防犯灯は20ワットで、月額定額料金で209円となっております。防犯灯の料金は、どこの市町村問わず一律でありまして、最も安い料金となっております。もし仮に一般料金になりますと、基本料金に使用電力の料金が加算されます。基本料金は309円で、それに使用電力料金が加算されることになります。現在の防犯灯料金が一番安くなっているものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、中部屋恵司君。

(産業課長 中部屋恵司君 登壇)

○産業課長 (中部屋恵司君) 食の安全と食料の自給率についてでございますが、平成17年に新たな食料農業農村基本計画が閣議決定され、その中で農業を取り巻く情勢の変化を踏まえて、食料自給率の目標、食の安全と消費者の信頼の確保、経営安定対策、農地の利用集積など、関係機関が協力して取り組んでいく方向で進んでございます。

我が国の食料自給率を見ますと、約40年前には73%であったわけですが、現在は約39%に低下をしております。低下した要因には、食事の洋食化、外食の増加など、食料の消費品目の変化などが考えられると思います。最近は特に食の安全が求められていることから、食料自給率の向上に向けた食育の推進、国内産の消費拡大などの取り組みが必要と考えられてございます。

こうした取り組みによりまして、地域の農業の振興にもつながってくるというふうに考えられます。

こういうことから、機会があれば、県、国の方に改善の要求をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

(産業課長 中部屋恵司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君）

1点目の裏金の問題ですね、町執行部の方も対策室を設けて進められていると、こういうことで全容解明に向けて取り組んでもらいたいと思います。

あと、他の議員方からも、この問題等について質問があると思うんですけども、失った信頼を取り戻していくという点で、先ほど申しましたように、調査とか、徹底したことをやっていかなければならないとともに、町長、今2年目で、以前あった裏金の原資というのは、土建業関係の方たちからの寄附とか何とかというのが新聞等に乗っていたというふうに思うんですけども、今は請負の落差率も非常に下がって70%台とか、当時からするならば考えられないような数字になっておって、今、寄附をくれと言ったら反対に怒られるというふうな状況であるかと思うんです。

そういうこともあるんですけども、町民の皆さん方に向かって、そのことがはっきり見えるような点、わかっていただけるなら、そういうことの取り組みも必要ではないかというふうに考えます。その辺について、もう一回、お聞きしたいと思います。

それから特定財源なんですけども、いろいろと答弁いただいたんですが、何にしても、中期計画についてどうであるのかということは、よしあしについての答弁が、できないのかわかりませんが、なかったんですね。

いろいろとありましたが、今言われた例えば救急車の問題、バスの問題等も答弁があったんですが、一般的に考えて、国会でも問題になりましたけども、救急車で運んでいっても受け入れてくれない、病院がなかなか受け入れないというふうなことになると思います。うちの関係する厚生病院でも、今、医師が大変不足しているということで、町長も大変頑張ってもらっているところなんですけども、やはり一般財源化して医師の確保をしていくと、または看護師を確保していくと。そういうところを考えなければならぬのではないのでしょうか。

それからバスの問題を言うならば、ふれあいバスがありますね。紀美野町が頑張っているんですけども、例えば道路が狭くてできないとか、そんなところもあるのでしょうか。こんなところは、どこが、どのお金でやっているのですか。特定財源ではないでしょうか。一般財源ですよ、県道も。

例えば龍神線がありますよね。こんなものを行っているのは県の単独事業で、ちょこちょこやってくれているのですけども、こういうところから見ても一般財源ですよ。1億900万円というふうなことで、紀美野町の特定財源があるということなんですけ

ども、年間5億円あまりというふうに課長が言われていたと思うんですけども、道路の予算を紀美野町では消化しているわけですね。住民のサービスのために。

これから考えて、いろんな点から考えても、一般財源化、まして交付税をもう少し以前のようにな状態に持っていくということが、紀美野町にとって、皆さんが安心して暮らせるまちづくりをやっていけると思うんですね。

大体、福祉とか教育とかに、特定財源というのはないでしょう。これは福祉のためにしか使えません、これは教育のためにしか使えませんなんて、特定財源があれば、教育長、とっても喜んでもらえると思うんですけども、そんなものありませんし、こういう中で道路だけがどうしてこうなのか。

ましてや、1万4,000キロの高規格幹線道や6本の海峡横断道路、東京湾に2本も横断道路をつくるのか。現在あるアクアラインは、1メートルつくるのに1億円の予算を投じたというじゃありませんか。こういうふうなところがあって、結局、総裁が鉛筆をなめて、赤字になるのはわかっていながら、黒字になるような、そういうものをつくってまでしてきたと。こんなふうな中期計画やら横断道路、こんなものこそ見直していかなければならんと思うんですよ。

今、各政党ありますけども、民主党の皆さん方も中期計画という点では及び腰ですよ。やはりはっきりと、むだなものはむだやとやめさせて、そして一般財源化していく。そして、今、紀美野町では本当に山から山へ車で移動しなければならない方がたくさんおられるわけですけども、車がなければ田舎では生活できないんですよ。幾らふれあいバスで頑張っていたとしても、100パーセント、住民の要求までは残念ながらいけないのです。やはり個人の方の車ということが、最大限効果を発揮するというふうに考えるならば、1リットル25円の値引きというものができれば非常にありがたいというふうに喜んでもらえるというふうにも思います。

そういう点で、一般財源化というのは当然大事かと思うんですけども、何を言っても、町長もこれについては答弁がしにくいというふうな、縛りというようなものがあるんじゃないかと、このようなことも感じるんですけども、おかしいものはおかしいというふうに言うところがあるんじゃないかと思うんですが、そのところだけ答弁を願いたいと思います。

それから防犯灯なんですけど、今、答弁をもらったのは普通の料金ではありませんか。基本料金309円プラス使った分、1キロワット10円か20円かというふうなところ

であるんですね。月に幾らというのは、210円であるけども、昼間の料金でしょう。要するに夜間料金というのを考えてもいいんじゃないかと。要するに閑電の言うことだけ聞いたらこうなるんですけども、防犯灯、街灯は夜間しか使わないですね。そういう点から料金の設定、関西電力に向けて要求するということが必要やないかというふうに思うんですよ。

以前は美里町においても、電柱の敷地料ももらわん時期があったんですよ。聞いたら、もらい始めて、まだ何十年もたっていないというふうな状況らしいんですけど、それだけ閑電の方にも奉仕してきていると思うんですが、そういうふうな点で考えても、夜間料金というのは、あまっているという言い過ぎか知りませんが、そういうことで安くなっている料金になると。このところについて、閑電について、今現在あるものではなくて、料金の設定のし直しというのですか、これを求めるべきではないかという点から質問をいたします。もう一度、よろしくお願いします。

食料の問題ですが、機会があったら、そのときにこのことを強く申し上げていくということなので結構なんですけども、強く申し述べてもらいたいと思うんですね。何にしても、本当に今このままいけば大変なことになってくる。議会も一昨年でしたか、この問題から意見書を上げましたよね。町もその点で頑張っていたでいて、新しいというんですか、今まである大事な産業の新しい担い手というんですか、そういう人たちにこの町に来てもらえる、また今ある農家の方に後継者ができるという点から考えても必要であるかと思います。国に対して言ってもらおうということなので、答弁は結構ですけども、強く申し述べてもらいたいと思います。

以上3点、答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本光嘉君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1点目の裏金問題につきまして、いろいろ議員からご指摘もあり、そして激励の言葉もございました。そんな中ではございますが、やはりこれから全容解明に向けて、今現在、特別対策室で取り組んでおるところでございます。今後恐らく特別対策室での調査、そして議会における100条委員会の調査、そしてまたもう1点、告発等が起きますと、そうしたところの捜査と。そうした相まった、そうしたことが行われると思います。

そんな中ではございますが、私ども、紀美野町としての対応として、やはりこれを究

明していかなければならない、そして町民の皆さん方に説明していかなければならない、このように考えておるところでございます。

それと今現在、それではどうかと言いますと、そうした原資的なものでございますが、指名、そして入札等々におきましては、指名審査委員会等々を設け、また入札におきましても厳正な入札をやっておりますので、こうしたことは二度と起こり得ないというふうに確信をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それと２点目の道路特定財源でございますが、これにつきましては、いろいろ議論があろうかと思ひます。また、最近の新聞・テレビ等でも、こうした道路特定財源の使い道等について、かなり追及がされておるようでございます。しかし、襟を正すところはただし、そしてこれから道路の改修を進めていくということに対しては積極的に進めていただきたい、このように当町としては考えるところでございます。

そんな中でございますが、実は当町においては、財政状況もかなり厳しい中で、これから改修をしていかなければならないということが、まず重要課題であらうと思ひます。

そんな中で、実は皆さん方もご承知のとおり、１月２０日過ぎから２月末まで、町内を２０カ所に分けまして町政報告会を行いました。その中でも私は、道路特定財源、暫定税率の延長につきまして、町民の皆さん方をお願いをし、そして説明をさせていただきました。それについて特に意見がなかったわけでございますが、先ほど議員がおっしゃられたように、一般財源化は考えられないのかという意見も、中にはございました。それにつきましては、やはりこの税については目的税というのが、まず根拠にあるわけでございます。そんな中で、一般財源化いたしますと、これがほかのところに使われる。そうすることによって、今度、道路改修が遅れてまいるというふうな風船的な、片方を押せば片方がふくらむというふうな状況も出てくるかと思ひます。

そんな中で、紀美野町におきましては、今まさに道路改修が進んできておると。そして、この道路改修が進みますと、先ほど議員も申されておりましたが、道というのは命の道である。救急車が走り、そして災害が起こったときには皆さん方の救助をする。そうした道でございます。したがいまして、やはり私が現在考えておりますのは、こうした道路特定財源ということで今後ともいきたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 防犯灯の電気料の件でございますが、関西電力の方へお聞きしまして、私の方では防犯灯の電力量が一番安いものと認識しておったのですが、再度、関西電力の方へ要望なり、要求をしてまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 道路特定財源なんですけども、1点だけ要望なんですけども、まともにやっても、なかなか話が決着することはないと思うんですけども、何にしても今、国民の多くの皆さん方が暫定税率をやめてくれとか、一般財源にしてくれと、これが大体大きな要求になっているんですよ。これが1点、まずあると思います。

そして59兆円やるんだと、この数字がまず決まってきた。ここが大きな問題だと思うんです。約60年近く、道路特定財源というものがあって道路工事が進められてきた。しかし、今、町長が言われるように、紀美野町において、今やっとこれからかかるんだと。60年近く、今まで何をやってきたんだといったら、さっき言いましたように、1メートルに1億円をかけて東京湾に横断道路をつくって、この計画では、さらにまだそれよりも長い横断道路をつくるんだと、こういうふうなことをやっている。そこに大きな問題があると思うんですね。

今、私たちに求められるのが安心・安全のまち、そういう点から考えても、医者がいって、それから老後、安心して見てもらえる、また、老人ホーム等にすぐに入れる、あるいは子供たちが教育の場で安心して学んでもらえる、そういう環境づくり等々が大事だと思うんですね。そういうふうと考えていった場合に、このように特定財源がいいのか、あるいは一般財源がいいのかというのは、当然その結論は言うまでもないと思うんです。またこれから考えていった場合、今までのやり方、システムというんですか、やり方というのはもう変えなければならない、こういう時期に来ている。そしてみんなが安心して住めるまちづくり、そういう点を大事にした交付税を高めるとか、自由に市町村が使える、そのところこそ重要にするという、そういうふうな予算の方向に変えていかなければならない。こういう方向に私は、今の町民の皆さん方の声があると思うんです。

そういう点で、町長としては町長の政治家としてのお考えがあると思うんですけども、しかしそのことも踏まえて、今後、行政に立っていただきたいと、このことは要望して

終わりたいと思います。

○議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 01 分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 10 時 20 分）

○議長（美野勝男君） 続いて 1 番、田代哲郎君。

（1 番 田代哲郎君 登壇）

○1 番（田代哲郎君） まず、先ほどの美濃議員と同じように、旧美里町における裏金の問題について、質問させていただきます。

この間の詳しい経過については、特に旧美里町での経緯については、先ほど美濃議員から詳しく説明してくれましたので、その点は省きます。ただ、3月6日ですか、新聞報道をきっかけに、旧美里町での裏金の存在と元町長であった段木晃氏による私物化というんですか、そういうふうに言える不透明な使われ方が明らかになって、町民の皆さんの間には、非常に驚きと怒りが広がっています。

裏金そのものが違法であるという上に、監査結果とか、マスコミの報道では、両町の合併直前に裏金にかかわるすべての書類を焼却したと。先ほど美濃議員も申しましたとおり、たとえ裏金であっても、それが不正に使われていないということを証明するためには、そうした物をきちっと置いておくのが普通であると、常識であるというふうに言っていましたけども、焼却してしまったと。それから自宅へ通じる道路を整備したとか、大量の使途不明金があるとか、不審な点が多くて、さらに理解できないのは、残金をいまだに持っていて、それをテレビ報道などでも見せるという、ちょっと常識では考えられず、こうした行為のすべてが、法的に問題があるのではないかというふうに思われます。

以後もマスメディアの手によって次々に明らかになる事実、その辺についてはもう申し上げませんが、どれをとっても内容は驚くべきもので、あってはならないことばかりだと思います。

町の議会では、監査報告を受けて直後に真相究明のため、地方自治法第100条に基づき、いわゆる100条委員会を設置しました。100条調査権というのを使って、事実の解明に取り組むということになります。同時に元町長、段木晃氏の刑事告発を、町長を初めとする執行部に求めました。

真相というのは、行政と議会の責任で必ず明らかにするということが求められており、そのための努力を惜しまないことが、町民の皆さんへの誠意のあかしだというふうに考えます。徹底した真相究明に努めなければ、行政も議会も信頼を失ってしまうということになると思います。

そこで、先ほど美濃議員からの質問と一部ダブるところもありますが、行政として、真相究明のために今後どういうふうに取り組まれる考えなのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

質問の2番目は、救急蘇生法の普及についてお伺いします。

これは去年の3月定例会でAEDのことについて、私の先輩の林議員が質問しております。釈迦に説法になりますが、突然に心臓がとまるとか、それに近い状態になったとき、心臓マッサージのための胸骨圧迫という方法、及び人工呼吸を行うことを心肺蘇生というふうに言います。

さらに自動体外除細動機、役場の1階にも置いてありますけど、通称AEDを用いた除細動、そして異物が窒息した場合の気道異物除去の3つを合わせて一時救命処置というふうにいいますが、こうした一時救命処置はAEDとか、感染防御マスクなど、簡単な器具のほかには一切特殊な医療器具を必要とせず、だれでも資格なしで行うことができる行為です。

あとは圧迫止血とか、最小限の諸手当を応急手当というふうに言うのですが、一時救命処置と応急手当のことを救急蘇生法というふうに言います。重篤な病人とか、けが人が発生した場合に、いち早く救急蘇生法を行う、いかに早く救急蘇生法を行うかが、その予後に大きく影響するというふうに言われていて、その場に居合わせた人たちが救急車の到着をただ待つだけではなくて、救急隊が到着するまでの間、慌てずに救急蘇生法を行うことが大事だというふうに言われてます。

そのためにはAEDの設置場所をふやすことにあわせて、住民の皆さんへの教育普及の徹底が非常に重要です。より多くの皆さんに救急蘇生法を身につけていただけるように取り組みが求められています。

紀美野町は高齢化率も非常に高いために、入浴中の熱中症による心肺停止なども今後増えてくるものと思われ、その対策も必要ではないかと考えます。

また、これから暖かくなって夏場になると、子どもではスポーツ時の心臓震とうとか、夏の溺死事故など、もちろん何よりもこういうことは予防が大事ですが、起こった場合の対処を心得た人が多ければ救命できる可能性も広がるというふうに考えます。

昨年の統計では救急搬送で、このまちでの統計を見ますと、救急搬送で心肺蘇生を必要とした事例は13件だというふうに報告されてます。救命講習というのは2～3年ごとに反復しての受講が望ましいというふうに言われますが、1回でも受講を経験していれば、いざと言うときには役に立つと思います。

町内におけるAEDの具体的な設置の状況、それから普通救命講習などの取り組みと、職場であるとか学校、消防団、自治会などでの救急蘇生法の普及の状況について、お聞かせ願えたらと思います。

次に、高齢者の支援について質問します。

地域における高齢者支援については、我が国の高齢者の特徴は、前にも申しましたがひとり暮らしであるとか、高齢の夫婦のみの世帯の増加があつて、このまちでも今後も増え続けるというふうに予想されます。こうした実情への対応の手段として、一つは今、民生委員を中心に見に行ってもらっている、それから郵便配達員の皆さんに声をかけてもらっているという、そういうような見守りの担い手をふやす取り組みというのが求められるのではないかと思います。

最近はお互いにつながり、助け合うという近隣関係の豊かさというんですか、そういうものが失われつつあつて、再構築する必要があるというふうにも言われています。山間地の方では結びつきが非常に強くて、支え合っている集落もありますが、比較的人口密度の高い中心部の地域の一部では、近隣の交わりに乏しい傾向も見かけないではありません。住民間の相互支援を培うことが非常に容易ではありませんが、高齢者の孤立を防ぐためには避けられないことだろうというふうに考えます。

昨年9月の質問で述べたとおり、こうした地域づくりへの取り組みは、住民との顔が見える関係をつくりながら、粘り強い努力が求められると思います。地域における高齢者見守りの担い手をふやし、人間関係の豊かさを築く取り組みについて、次の点をお聞かせください。

第1点は、高齢者の尊厳あるまちづくりに向けて、地域での見守り、助け合い、話し

合いのネットワーク構築事業が行われていると思いますけど、そういう取り組みについて、現状をお聞かせいただけたらと思います。

第2点は、高齢者見守りの担い手が現状ではどうなっているかということをお聞かせください

3点目として、前に質問した時に、高齢者のためのサロンづくりの取り組みを行いたいんだという答弁もいただきましたので、その現状について、どうなっているかをお聞かせください。

次に、健診の受診率についてお伺いします。

現在までの健診は5月に6日間かけて、町内70カ所以上を巡回し、18歳以上の全町民を対象として、胸部レントゲンと便の潜血反応を行ってきた肺と大腸の住民健診、それから前立腺以外は同じく18歳以上を対象とし、総合保健福祉センターでの日曜検診だとか、真国住民センターや神野支所、毛原診療所などでも行っていた集団健診、病院などで委託して行っていた個別健診が実施されてきました。

対象の出し方が各市町村によりまちまちで、今は統一したものがないということで、一律には比較は難しいのですが、本町での一昨年、平成17年度の基本健診の受診率は35.1%という数字で、県下では決して高い方ではありません。各種のがん検診も、肺がんを除いてはそう高くない受診率に甘んじてきましたし、60歳以上の受診率は非常に高いのですが、40歳から50歳にかけての受診者が少ない現状で、そういうことになっているんだという説明でした。

そこで、まず現在まで実施してきた18歳以上の全住民を対象とした集団と個別の基本健診とかがん検診は、4月から特定健診保健指導が導入されるんですが、それに伴ってどう変わるかということ。それから特定健診も含めてですけども、健診の受診率向上のためには、どういう施策を講じられる考えかということをお聞かせください。

次に、昨年も最初の質問で取り上げました、いわゆるはしかの予防接種についてお尋ねします。

昨年は首都圏からはじまって高校生とか大学生を中心に大流行したはしかが、今年もそろそろ既に流行を始めています。例年より今年は少し早いようで、特徴は10代から20代の若者に患者が多いというのが特徴です。

一昨年4月からは予防接種法の改正によって、1歳から2歳の間と小学校入学前の2回、接種することになりました。紀美野町でも保健福祉部での取り組みがすぐれている

ので、その部分は高い接種率を上げています。しかし、効果が期待されるには、まだかなりの時間を要します。さらに今年4月からは、5年間という期間限定ではありますが、中学1年生と高校3年生にワクチンの接種をすることになっています。そこで新たに始まる中学1年生と町内に居住する高校3年生、これが非常に難しいのですが、接種率を確保するためにどういう取り組みを考えておられるのかをお聞かせください。

最後に、ごみの問題です。

昨年6月定例会では、自分でごみ出しができないひとり暮らしのお年寄りへの対応について質問させていただきました。ごみは午前7時までに出不さなければならず、この時間帯でヘルパーの利用は難しいので、中程度の介護を必要とする要介護2であるとか、3である人のひとり暮らしの人で、ごみ出しに困っている人は今後も増えてくると考えられたので、質問させていただきました。

対応策として、家庭用ごみの特別ごみステーションを役場と神野支所、総合福祉センターの3カ所に設置して、ヘルパーなどが収集日前日にでも出せるようにしていただき、今後のことも考えると、とてもいい施策だということで助かってます。

しかし、ごみ出しの時間が午前7時と、とても早いために、集積場まで距離がある家や坂道を上り下りしなければならない人、この町は谷合いにあるので、そういったところも比較的多いようです。さらに呼吸器とか心臓の病気で機敏に動けない人とか、共働きで朝学校へ子供を送り出すなど、非常に忙しい家庭などから、もう少しゆとりを持って収集してもらえないかという声が寄せられています。

こうした要望が、今後高齢化が進むにつれて増えてくると考えられます。しかし、朝のラッシュ時における国道の渋滞状況などを考えると、時間をずらすのは難しいと思われるし、収集に携わる事業所の段取りもあろうと考えます。ですが、非常に切実な問題でもあり、そろそろ地域へのごみステーションの設置の検討など、何らかの対応策を考えていってもいい時期ではないかというふうに思いますので、どうなのかお伺いいたします。

以上6点についての質問、お願いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君）

町長、寺本光嘉君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君）

田代議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点目の旧美里町における裏金問題については私から、そして2点目の救急蘇生法の住民への一層の普及につきましては消防長より、3点目から5点目の地域における高齢者支援ほか2点につきましては保健福祉課長より、最後の6点目の地域へのごみステーションの設置につきましては、住民課主幹より、それぞれ答弁を申し上げます。

さて、旧美里町における裏金問題を、行政として真相究明への取り組みをどのように行っていくのかとの質問でございますが、美濃議員の質問の中でも答弁を申し上げましたが、この問題の真相究明に向けて、積極的な調査を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には去る3月8日、特別対策室を設置し、その後、仁坂県知事のご高配によりまして、去る3月17日より、和歌山県職員1名の派遣がなされておりました、現在、特別対策室は4名体制でございます。いまだ確認できていない銀行貯金口座等の調査、あるいは支出明細の調査と、その内容につきまして精査をいたしたいと考えております。また、現金支出、使途不明金等のその他可能な限り調査して、真相の究明を行ってまいり所存であります。

この厳正な取り組みが今後の町の信頼回復につながるのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

(消防長 七良裕 光君 登壇)

○消防長（七良裕 光君） 2番目の、救急蘇生法の住民への一層の普及について、その中での町内におけるAED設置状況について、及び普通救命講習等の取り組みと、職場などの救急蘇生法の普及状況についての質問にお答え申し上げます。

まずAEDの設置状況について、消防本部の方で把握しているところでは、町内全小中学校8校、大成高等学校本校、大成高等学校美里分校、紀美野町役場、紀美野町役場神野支所、紀美野町総合福祉センター、紀美野町農村総合センター、紀美野町役場小川出張所兼診療所、紀美野町役場志賀野出張所兼診療所、紀美野町役場国吉出張所兼診療所、紀美野町役場長谷毛原出張所兼診療所、紀美野町役場真国出張所兼診療所、紀美野町役場細野診療所、和歌山県動物愛護センター、国木原ゴルフクラブ、サンリゾートカントリークラブ、野上厚生病院、野上厚生病院看護専門学校、町内2クリニック、J A

ながみね野上支店、J Aながみね美里支店、紀陽銀行野上支店、紀陽銀行美里出張所の31施設に設置してございます。

また、救命講習につきましては、A E D設置施設の職員を初め、消防団員、介護施設職員、ホームヘルパー、各種団体や一般住民の方々が、平成15年から平成19年12月末までの間、基礎救命講習を1,745人、普通救命講習を1,609人、上級救命講習を28人、延べ3,382人で、町人口の約30%の人が受講されておりますが、今後も町広報紙等、あらゆる機会をとらえて救命講習の重要性を訴え、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 七良 裕 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の質問の3点目と4点目と5点目について、お答えしたいと思います。

まず、3点目の地域における高齢者支援についてでございます。高齢者が安心して住みなれた地域で暮らすことができるように、地域住民やボランティア団体の自主的な活動を促進し、地域全体で高齢者を支える取り組みが求められています。このため、高齢者の尊厳あるまちづくりを展開し、地域での見守り、助け合い、話し合いのネットワークの構築を目指し、取り組んできました。

新たに始めました紀美野町ネットワーク委員会は、昨年まで高齢者の虐待防止ネットワークでしたが、子供の虐待防止と配偶者の暴力防止、障害者の虐待予防まで含めたネットワークとなっております。

地域包括支援センターは、すべての虐待予防のための相談窓口として機能しています。紀美野ネットワーク委員会の研修では、高齢者の虐待事例等を材料に、見守りのあり方や重要性について討議しています。

委員の方々に紀美野町の高齢者の現状を理解いただき、それぞれの機関や団体で取り組んでいただけるよう啓発に努めているところです。

高齢者の見守りの担い手については、民生児童委員が積極的に取り組んでいただいております。また、郵便局の声かけ運動は継続して行っていていただいておりますが、他の機関まで広がっていないのが現状でございます。

高齢者のサロンづくりでは、町政報告会でも情報提供や職員に対する要望をいただいています。要望をいただいた西野地区の憩いの家は、集会所を使ったサロンのモデルケースと考え、全町に広めたいと考えています。地域のつながりや人間関係の豊かさを築くことに有効であり、認知症予防の観点からも重視しています。地域でのサロンづくりのため、まずリーダー養成に努めたいと考えております。職員の対応については、資質の向上をはじめ、先進事例の学習等に努めます。ボランティア等の方々にご協力いただきながら課題解決に取り組み、地域の高齢者支援について努めますので、議員のさらなるご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、4点目のがん検診の受診率について、お答えします。

老人保健法により、病気の早期発見・早期治療を目的として実施してまいりました基本健診の制度はなくなります。そして新たに高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度より、糖尿病等の生活習慣病予防に着目した特定健診、特定保健指導が始まります。この法律では、医療保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられます。町は国保の保険者ですので、健診の対象者は国保の被保険者で40歳から74歳となり、75歳以上は健康診査として、後期高齢者医療広域連合が実施します。従来どおり集団健診と個別健診として実施予定ですが、国保以外の被保険者や後期高齢者は個別健診のみとなる予定です。

がん検診については、12月議会で、40歳以上の方に実施しますと答弁しておりましたが、再度検討した結果、20歳以上の全町民を対象に実施することになりました。健康増進法に基づき、集団検診と個別検診として実施予定です。

従来徴収していた自己負担金については、特定健診は無料で、がん検診も40歳以上は無料となります。がん検診の20歳から39歳は各検診500円程度の自己負担となります。

受診率向上の施策については、健診の無料化や日曜健診をふやすこと、広報の徹底、各種団体へのPRなどの啓発に努めます。受診券を個人あてに通知し、これもPRに努めてまいります。また、開業医等医療機関と連携しながら、受診率向上に努めてまいります。新しい事業でありますので、海南医師会をはじめ、各種医療機関等にご協力いただきながら、体制づくりや受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

続いて、5点目のはしかの予防接種についてお答えします。

我が国においては近年、はしかの初期的な流行が見られるものの、患者数は減少傾向

を示していました。しかし2007年に、10代及び20代を中心とした年齢層で流行が生じ、多数の学校が休校措置を行うなど、社会的な混乱が見られました。国、学校の対応として、平成18年度から麻疹ワクチンの2回接種法に加えて、定期接種として、中学校1年生、高校3年生を対象とした補足的接種を平成20年度から5年間行う方針となりました。

本町の実施体制として、中学1年生には教育委員会、中学校、学校医の協力を得て、各中学校において集団で予防接種を行います。高校3年生に対しては、総合福祉センターにおいて集団で予防接種を行います。対象者には、全員に通知を行います。保護者の同伴が困難な場合は、事前に保護者に対し、予防接種の必要性和副反応等の情報提供を行います。集団接種を受けられない者には、医療機関での個別の接種機会を随時設けます。対象者の接種状況を常に把握し、未接種者に対して再三の接種勧奨を行っていきます。年度初めには、衛生カレンダーや広報により啓発活動に努めます。

いずれにしても教育委員会等関係機関や開業医等に協力いただきながら、接種率確保に努めますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 住民課主幹、南君。

(住民課主幹 南 秀秋君 登壇)

○住民課主幹（南 秀秋君） 田代議員の6点目、地域へのごみステーションの設置についての質問にお答えいたします。

通常、ごみの収集は、収集日の当日の午前7時までに所定のステーションに出していただくことになってございます。議員ご指摘の、地域でごみ出しに困っている方につきましては、現状では近所の方々に手助けをしていただいたり、介護をされるご家族の方やヘルパー等をお願いをして、所定の方法によりごみを出していただいているものと認識してございます。

また、特別な対応方法といたしましては、昨年6月議会、一般質問におきましての議員の助言により、家庭用のごみの特別ごみステーションを、役場、神野支所及び総合福祉センターの3カ所に設置させていただいており、現在のところ、神野支所7件、福祉センター2件のご利用をいただいておりますことをご報告申し上げます。

さて、収集日当日の午前7時までに所定のステーションに出していただくことにつき

ましては、運用形態が、そのステーションを利用されている方々、また周辺の事情で異なっておりまして、犬やねこ、加えてカラスなどによるごみの散乱防止のため、収集時間前のごみ出しを取り決めておられる地域も多いと聞き及んでおります。

また、ごみの散乱防止対策といたしましては、近隣の市町村の状況といたしましての例は、紀の川市の金網製のごみ集積場がございますが、これにつきましても地区が数十件単位で設置し、管理しているが、ごみの飛散防止はできても、夏場に早く出した場合等においや、ハエ対策が必要であると聞いてございます。

こうした例からも、集落の中やその周辺におきまして、ごみステーションの増設が可能な適地を見つけ出して、土地所有者の方や周辺の住民の方々の理解を得ることは難しいというのが現状であろうかと考えます。しかしながら将来は、囲いのある集積場についても検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課主幹 南 秀秋君 降壇)

○議長（美野勝男君） 1 番、田代哲郎君。

○1 番（田代哲郎君） 裏金問題では、特別対策室をつくって、3 人の専従者と、県から応援に来ていただいた副主査の方で対応に当たって、非常に徹底した究明をやりたいという町長の意向と意気込みを伺いました。これは、今後きちっとやっていただきたいと思います。

ただ、ちょっと懸念するのは、いわゆる町内外のあらゆる疑問に答えようと思えば、行政畑の人たちだけでの調査というのが、どこまで広く行えるのかどうかという問題があるのではないかと、そういう気がします。

例えば、調査機関の中に、学識者であるとか、そういうことの専門家とかいう人たちも加わってもらった方がいいのではないかというふうに思います。

一つは、どんな方法で裏金がつくられて、どう使われてきたか、全容を明らかにするということは非常に大事だというふうに思うのです。これをきちっとしないと、町民の皆さんは納得しないであろうというふうに私は考えてます。

さらにもう一つ大事なことというのは、旧美里町の歴代の町長が、裏金をずっと連綿と続けてきたと。こういうことの根本問題がどうしてこうなるのかということも、やっぱり解明する必要があるだろうというふうに思います。一部の新聞等では、そういうふうなことも解明していきたいという意向も伝えられていますけども、町のためだという

名目で、議会はもとより、誰のチェックも受けない金があつて、一部の人たちだけがそれを相談して、それが自由に使われると。しかも新聞報道などを見ても、悪いことをしたという認識は一切ないという。

ここに地方自治法の写しがあるんですが、地方自治法第210条に、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという条文があります。どういう意味かというと、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入して、少なくとも公金と言われる以上、予測し得る収入及び支出は予算に計上し、住民代表の議会の議決を得た予算を通して使用されなければならないということになってます。それを無視することが許されるのであれば、それこそ、早く言えば議会も何も必要ないわけで、そういうことに周囲の人もあまり疑問を感じないのか何かわかりませんが、ほとんどの人が、そういう流れがあるという仕組みについて気づいていないという、こういうことが許されているのかどうかと。こういうこともきちっと明らかにしていく必要があると思います。

これも報道ですけども、先ほど美濃議員も質問の中で述べていましたが、毎年のように裏金から一般会計に繰り入れられていたと。ある新聞では、庁舎の建設にも裏金が使われたという、そういう話もあります。どうしてそうなるかというメカニズムを解明して、二度と起こさないというためにはどうするかを導き出すということが、この問題を扱う場合に非常に大事ではないかと私は考えます。そういう視野で問題に取り組もうと思えば、行政外の、そういうことに詳しい政策の専門家とか地方自治の専門家などにも加わっていただいた方が、やはりいいのではないかとこのように思います。

町民の皆さんが納得するというだけではなく、全国のこの問題について関心を持っている人たちが納得するまで、真相と原因の究明を徹底的にやらなければ、行政としても、議会としても、その信頼を失うというのは、先ほど申し上げましたとおりです。

一つは地方自治法を完全に無視してそういうことが行われたという、悪い言い方ですけど、昔の代官様か殿様みたいな、そういうやり方での行政のあり方について、町長はどう考えられるのかということが第1点と、先ほどまで言うておりますように、町の調査機関に学識者、専門家に加わってもらうことを検討される考えがないかどうかを、もう一度お聞きします。

救急蘇生法のことでは、心肺停止になったら4分以内に心肺蘇生が行われ、8分以内に救急隊員などによる治療や処置が開始されれば、その救命率はかなり高くなると言わ

れます。

先日、議会配付していただいた消防の統計報告では、広いこの町でも半分くらいは、229と記してありますけど、5分以上10分以内ぐらいで現場到着が可能だということになっております。ですから、その場に居合わせた人たちは、一刻も早く1次救命処置を行って、脳や心臓に血液を送り続けるということが必要です。人工呼吸が難しければ胸骨圧迫だけでも救命率は非常に向上するということになってます。

実際に知識がない場合は動転してしまって、救急車を呼ぶのが精いっぱいということになるだろうと思います。そばにいる人が救急蘇生法を身につけているかどうかは、人命にかかわることでもありますので、より多くの人への普及が求められると思います。

若い人には関係ない話のようですが、若い人にも心室細動であるとか、無脈性心室頻拍などで、現に私も突然死した若い人を何人か知ってます。そういう場合に、AEDによる除細動があれば助けることができるのですが、1分遅れるごとに生存率が7分から10%低下するというのが通説になっています。そういうふうに考えますと、AEDの普及と、それを用いて除細動を行う人が増えれば増えるほど、得られる社会的な利益はとても大きくて、安心・安全のまちづくりということにも結びついていくのではないかというふうに思われます。

受講は強制的に受けてもらうということができないので、普及もかなりのところへ、町の人口の30%ぐらいは普及されているということですが、非常にこれは高い普及率だと思います。しかし、増えていけば増えていくほど、安全と安心のまちづくりということに結びつくということもあって、とてもそういうことの価値は大きいと思います。

ですから消防本部があって、せっかくのノウハウを十分に生かしてほしいというふうに思いますし、特に私はこのところずっと、紀南の方の小さい、常備消防もないような町を個人的に視察したりしてきたのですが、そういうところを見ていると、常備消防があって、常に人命や安全を守ることに気配りしていただいているということは非常にありがたいことであるというふうに痛感しました。救急蘇生活動ができる人のすそ野が一層広がるような取り組みを、今後もお願いしたいというふうに思います。

地域での高齢者支援の問題ですが、たしか昨年9月の議会で、富山県黒部市ですか、宇奈月という地区での実践を紹介したことがあると思います。ひとり暮らしとか、夫婦のみの高齢者について、仕事で地域を訪れている関係者が、おかしいと思ったら連絡していくという、日常業務の中で見守るというやり方、それから地域の商店の皆さんに

声をかけてもらうようにして、不審に感じたら連絡する仕組みとか。昨年10月の県外視察の際に訪れた福島県の小野町というところがあるんですけど、ちょうどこの町と同じぐらいの規模なんですけども、本人の同意があれば、両隣の人に1日に1回だけ声をかけるようにお願いしてあるということです。

民生委員、非常に苦勞されておられるわけですけども、郵便局員による安否確認は、この町でも実施されているということなので、より一層、活動の担い手を広げる実践は困難ではないというふうに思います。先ほども、あれ以上広がってないということですけど、地域の資源を掘り起こして協力者を増やす取り組みが必要ではないかというふうに思います。

先だっては太地町を訪れたのですが、この町では、役場の全職員が2人組になって分担して、高齢者の、何回訪問してほしいという希望に添って訪問していると。人によっては毎日訪問している場合もあるんだというふうに聞かされました。ここまでやらなくても、と思うんですが、そういう意気込みといたしますか、そういうものは参考にしたいと思います。

ここでも4月から地域包括支援センターを専任で立ち上げていて、社会福祉士やケアマネジャーとともに看護師3名と管理栄養士1名を雇って、訪問と健康管理を行うという計画だそうです。

サロンのことも、ここで質問したんですけど、サロンというのも、なかなか利用者が固定しやすいので、お金はかかるけど、集会場にヘルストロンとかマッサージ機を置くことで利用者をふやすと。町にベンチをふやして、近隣関係の輪をつくるようにしたいということも、とにかく隣組を復活させるとのことです。

非常に貧しい古座川町なんかでも、同じような見守りをやってました。この町でも、そういうことをまねするという、そのとおりにやれということではないんですけど、できるだけ幅広い人たちに見守りを担っていただけるように、取り組みを検討していただきたいなと思います。高齢者を孤立させない地域づくりのために、ネットワークでかわる人をふやす課題の検討も今後続けてほしいと思います。

これは太地町の分ですけど、こういうポスターを見えるところに貼って、何か異常があれば、社会福祉協議会に知らせてくださいというふうな呼びかけもやってます。こういうことをまねしろとは言いませんけども、そういうことも力を入れていただけたらなと思います。

がん検診の受診率ですが、去年12月に、今までどおり続けてくださいというふうに質問したんですけど、ちょっと難しいという話でした。これはちょっと無理かな、やっぱり40歳になってしまうのかなと思ったんですけど、今日の話では、20歳からやると。20歳から39歳までは500円ぐらいの受診料を予定していると。しかも40歳から74歳までの人はすべて無料にするよという話で、保健衛生の施策を後退させないという姿勢として、この取り組みは非常に高く評価できると思います。どうもありがとうございました。

そういうこととあわせて、4月から、40歳から74歳までの人を対象に特定健診が実施されるわけですけど、これも低かったらペナルティーがかかるので、受診率ということが問題になろうと思います。

特に健診の場合、健診を受けにくい山間地域の人をどうするかという問題があります。何度も古座川町の話をするんですけど、古座川町では、前に送迎を希望するかどうかを聞いて、町が、その希望に基づいて送迎をしてました。過疎地でも受診率が高い自治体は、それなりの努力をしているということだと思いますので、もう一踏ん張りの努力をしていただけないかなというふうに思います。

はしかですけれども、ウイルスなので、感染力がインフルエンザの約6倍というふうに言われてます。免疫力がかかると抑制してしまうので、急激に免疫が低下していくというのが問題で、場合によっては死亡するということもあります。大体1,000人に1人くらいは死亡するというふうに言われてます。そのほかにも、いろんな合併症になります。

有効な対策というのはワクチンしかないので、ワクチンをきちっと接種してもらおうと。2回受けてもらうということが大事なことで、何で2回かというと、1回目を受けて10年ほどたつと、その間に、はしかのウイルスに暴露というんですけど、さらされることがなかったら免疫力が元へ戻ってしまうと、完全に低下してしまうことがあるので、2回受ければ一生免疫が続くということで、自治体によっては任意接種を援助しているところもあると思います。

一つは住民に向けての知識の普及というんですか、どういう病気なんだということを、特に40歳以上の方は自然免疫がついているので、あまり重大な病気とは考えてないんですけど、そういうところもやっぱりきちっと住民の皆さんに普及する必要があるのではないかなというふうに思います。

ごみステーションですが、ご存じのとおり、ここは谷合いにある町なので、高齢化が進むにつれて、ごみ出しに苦勞する人がだんだん増えてくるのではないかと思います。そういうことも考えたら、今後も避けられない課題だと考えますので、できるだけ早い機会に検討をよろしくお願いしたいと思います。

日高川町などでは、こんなしゃれたステーションをつくってますし、こういうことに非常に熱心な自治体もあるようで、補助を出しているところもあると聞きます。こういうことも含めて、今後も検討課題として、よろしくお願いしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再質問にお答えをいたします。

これは全く議員のおっしゃるとおりで、こういうことが許されていていいのかと、そのとおりだと思います。

そこで議員ご指摘のとおり、公金の扱い、これにつきましては、先ほどもご指摘いただきました地方自治法210条による、やはり歳入歳出に計上して、そしてそれを議会でご審議をいただいて、そしてそれを支出をしていくというのが原則でございます。

そんな中で、今回につきましては、こうした行為がなされておったということは非常に遺憾であろうと思います。また、これにつきまして、やはり特別対策室もさることながら、100条委員会においても、こうした点を追及していただければと、そのように考えておるところでございます。

また2点目の専門家の配置、これについても、なるほどおっしゃられるとおり、こうした対策をとるのが当然であろうと思います。

そこで私どもが考えたのは、先ほど申し上げました、県の方へ、知事の方へ、県職員の派遣を依頼したということは、現在来られております職員は市町村課の財政班の担当の職員でございます。したがって、先ほど議員がおっしゃられたような、そうした専門的な知識を持ち合わせた中での派遣と、このように私どもは考えております。

そうした中で、監査関係のチェック等、こうした県の助言や、また指導をいただきながら、今後調査を進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

それと実は先ほど議員もおっしゃられた懸念という言葉がございましたが、今後、100条委員会、そして100条による調査権というのが発動されたわけでございますが、それとまた告発等によります捜査権、それと町当局の調査、これが相まってくるという

ふうと考えられます。そんな中で、町当局の調査と申しますのは、あくまでも法的根拠がない、そうした調査でございますので、非常に難しくなってくるのではないかというふうに懸念するわけでございますが、そんな中でも、議員申されましたように、こうしたことはできるだけできることから調査を進め、そして信頼回復に努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

○消防長（七良裕 光君） 田代議員の再質問にお答えします。

AEDの設置促進ということでのお話でございます。実態としては、先ほど答弁申し上げましたけれども、紀美野町の小中学校では100パーセントの設置状況ということで、ちなみに和歌山県下の状況を申し上げますと、和歌山県下の小学校平均が、設置状況では31.7%、中学校では67.4%となっているのが実情でございます。そういった中で、各民間企業等の設置状況についても、他町村では相当低いというように認識しておりますが、幸い、我が紀美野町内の事業所では相当数のご理解をいただきまして、設置をいただいておりますという状況でございます。

また、救命講習等、精いっぱい頑張っているということのご理解を賜りますとともに、今後さらなるAEDの設置促進並びに救命講習の受講促進に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者支援でございますが、見守りを行う機関をふやしたらどうかというようなことでございますけれども、いろいろと日常生活の中で、民間の方々で見守りを行っていただける方々は多くいらっしゃると思います。しかしながら、プライバシーの問題もありますので、この点、しっかりと押さえた上で、その辺のやっていただける方等を考えてまいりたいと思います。

コミュニティをどうしてつくっていくのかと、こんなような問題でございますけれども、紀美野町には集会所がかなり整備されておりますので、こういう集会所を使った高齢者のサロンというような事業が非常に重要なかと、できる事業かなと考えております。

現在行っている「ころばん塾」等の卒業生によるサロンもできておるところでございます。そういうふうには、地域に出かけるような事業を展開するとともに、来てくれた人が継続的に取り組んでいただけるような取り組みを心がけていきたいと、かように考えております。

健診についてでございますけれども、山間部の健診について、どう取り組んでいくのかと、こういうことでございます。非常に交通手段というのですか、それは難しい問題で、交通手段全体としての取り組みが、しっかり今現在、考えてないところではございます。コミュニティバスであるとか、福祉タクシー、あるいは福祉有償運送等のところで現在対応しておるところでございます。

麻疹の一般的な啓発でございます。議員ご指摘のとおり、病気の内容というんですか、本当にしっかりと啓発してまいりたいと存じます。乳幼児健診等の機会もございますので、あらゆる機会、あるいは広報等でも検診の啓発に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課主幹、南君。

○住民課主幹（南 秀秋君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

地域の皆様一人一人にきめ細やかに対応していくためには、住民の皆さんの地域での支え合い活動と、町などの公的なサービスとが協働することが大切になると考えております。

ごみの搬出につきましても、地域の皆さんのちょっとした手助けが解決につながっている例が少なくありません。住民の皆さんのご協力もいただきながら、よりよいごみ行政に向け、近隣のよい例から模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 1 番、田代哲郎君。

○1 番（田代哲郎君） 裏金問題については、例えば学識者の方なんかでも、よく新聞などで論評してますけど、こんなどこでもあるやろうと、何も旧美里町に限ったことではないのでは、というそんな話もありまして、そういうことが蔓延しているのかなという気がします。だから、やっぱり本来の地方自治法にのっとった自治体の運営というのが大事になると思います。

三位一体の改革などで、今、道路のお金がないので、道路特定財源をどうするかとか

いう話があって、三位一体の改革以来、財政難であるだけに、根本的に原因をしっかりと解明して、二度と起こさないという保証を構築することが信頼に結びつくと考えます。

町長の方から、先ほども、今後鋭意努力するんだということでした。もちろん、議会の100条委員会が基本的には決定的なイニシアティブになろうと思うんですが、自治体と違って調査権というのを行使できるので、後は刑事告発で司法がどうなるかということがあると思います。

いずれにしろ、二度と起こらないというふうに胸を張れるようなことにしないと、納得してもらえないと。そういう意味で、今後しっかり取り組みを強めてほしいというふうに思います。

AEDの普及ですが、ほかの町から見たら非常にすぐれているし、普通救命講習も非常にすぐれているんだということで、非常にこの町の取り組みは進んでいると思います。こんな小さな町に町の常備消防があるということが、そういうことに寄与しているのではないかというふうに僕は認識してます。

近い将来は、例えば一つ一つの地区の集会所ぐらいにAEDが置いてあって、家からパッと取りにいけるということと、持ってきたら、それを使える人が町内にもかなりいるという、そういう状態になっていけば非常に素晴らしいなと思います。

こんな知識は、持っていたからといって使う機会なんて一生のうち1回あるかわかりませんが、本当に何かがあったときのために役に立つというだけで、私も常に消防でいただいた人工呼吸のための防御マスクを持ち歩いているんですが、そういうものだと思います。人口1万2,000人に満たない町に常備消防が存在している、頑張ってくれているということ、そういう利点を最大限に生かして、今後も取り組みを強めてほしいというふうに思いますので、お願いしておきます。

高齢者支援なんですが、一つは見守りをどうして増やしていくかと。地域でも何かあれば民生委員さんというふうに持っていったりという傾向もありますし、そういうことを、少しずつやれることから進めていただけたらいいのではないかと思います。せっかく虐待防止ネットワークも立ち上げていただいているので、そういうようなものを有効に働くように、今後とも安心して住める地域づくりの検討をよろしくお願ひしたいと思っています。ひっそりと、誰も知らないところで亡くなっていたということが、都会ではよくあることなんですけど、そういうことにならないようにお願いします。

がん検診については、啓発というのが非常に大事であるというふうに思います。せつ

かくこういういい制度で、ほかの町には例がないような検診を続けていただけるということなんで、これにかかって亡くなることがないように、1次予防で予防することが大事ですけど、2次予防で早期発見に努めることも、がんにとっては非常に大事なことだろうというふうに思います。こういうことをやっているから受けに来てくださいという働きかけをどうするかということが大事ではないかと。個人的には、最近、何人もの友人をがんで亡くしたので、この年になると、非常にそういうことは痛切に感じます。

はしかの予防接種ですけども、ウイルスの病原体の中で、これと天然痘とポリオですね、これは完全に日本にはないということになっているのです。それはなぜかということ、人から人へしか感染しないということと、有効なワクチンが開発されているという、中間宿主がないと、うつるのが人から人へですから、予防がしやすい。それとワクチンを有効に使えば絶対に発病しないということがあって、はしかも、これと同じ条件を持っている疾患です。ただ、日本ははしかの輸出国というふうに言われてますので、もっとしっかり各自治体が予防接種に力を入れるべきではないかというふうに思います。

かからなくてもいい病気に子供たちがかかるというようなことがないように、今後していきたいと思いますので、取り組みの方、よろしくお願いします。

ごみステーションの問題は、一遍にいろいろやれといっても非常に難しいものがあります。道も狭いし、道路事情も、今度からどんどん解決されるとすれば、朝のラッシュ時における渋滞も少しずつ減っていくかなと思いますし、そういうことも含めて、こんな立派なステーションをつくれとは言いませんけども、何よりもごみを出さないというんですか、むだなごみを出していかないということが大事だと思うんです。そういう取り組みも必要だと思いますけど、将来のごみの施策の中で、今あるごみ処理をどうするのかという問題もこの町にはありますので、そういうこととあわせながら、そういう問題もあわせて検討していただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本光嘉君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから、内容につきましては申し上げたとおりでございます。しかし、あつてはならないことが今回発覚したということも事実でございますので、二度とこうしたことが起こらないような徹底した究明等々を行う中で、また職員も含め、今後こうしたことのないように努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

○消防長（七良裕 光君） 田代議員の再々質問にお答え申し上げます。

田代議員おっしゃるとおりでございますので、今後、今までにも増して、さらなる設置促進並びに受講促進に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者の支援についての見守りをふやすことについて、紀美野ネットワーク委員会等で貴重なご意見をいただきながら、増やすような方向で検討してまいりたいと存じます。

がん検診につきましても、制度の啓発、あるいは受診の啓発に努めて、みずからの健康はみずから守ると、こういうふうなことで町民の方々にできるだけ受診をいただくよう啓発に努めたいと存じます。

はしかにつきましても、予防接種で遺漏のないように、受けてないというような人がないような形の中で、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 住民課主幹、南君。

○住民課主幹（南 秀秋君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

今後のごみ処理形態等をかんがみながら、できるだけ取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 私も皆さん同様、旧美里町の裏金について尋ねたいと思います。

突然ですが、新聞に報じられ、驚かされた問題ではありますが、現監査委員は1月より知っていたと聞きました。しかし、前の監査委員も、内容については詳しいようであり
ます。

平成18年1月に、美里町と野上町が合併して、前の監査委員は平成19年4月末まで、現監査委員はその後5月よりの就任であります。新聞に報じられてからの説明では、不誠実であります。

話の前後を考えるに、町長は平成18年合併当初から裏金の存在を知っていたのではないのかと、このように一般質問の通告を出していたのですが、その後の進展状況として、町長の平成20年第1回定例会開会あいさつで、監査委員より、3月5日付で報告があったと聞きました。しかしながら、代表監査委員の中谷氏の報告によると、昨年2月の会計監査の業務遂行中に疑問が生じ、町長を通じて紀陽銀行に照会したところ、同年2月13日に、紀陽銀行より回答があった。その結果、合併前の美里町において、歳計外預金口座（紀陽銀行野上支店美里出張所）の存在が判明したことから、調査を続けてきました、とあります。これでは矛盾を感じないわけにはまいりません。どうなっているのか。

法的に詳しくはわからないのですが、すべての犯罪事件に時効が存在します。昨年2月に回答があったというのに、今まで待っていたことで、時効による追及できない問題が出てくるかもしれません。私は住民の不利益にならないように考えるだけでありますが、この点について町長はどう考えるか。

2点目です。町営住宅について。

2点目の1。鉄筋づくり個人住宅では、隣の部屋のテレビなどの物音が聞こえにくいものですが、下佐々町営住宅では、1階で3階の物音が聞こえるといいます。公営住宅といえ、単価的に民間一般住宅に比べ、安くなかったと思われます。これは設計上の問題なのか、それとも業者の施工上の問題なのか。

2点目の2です。プライバシーが守られなければ、安心した生活が望めません。改善についてどのように考えているのか。

3点目、入札基準について。公共工事などの入札については公平でなければなりません。情報公開されるようになり、ネットの中でも企業の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書なるものが、だれにでも閲覧可能になりました。県は県の基準、町は町の基準があらうとは思いますが、評価点数と公共工事の参加入札金額の関係はどうなっているのか。

4点目、長期継続契約について。1、平成18年7月1日付で紀美野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例が施行されていますが、この条例、第3条、

長期継続契約ができる契約の期間は5年以内とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない、となっています。考えようによっては、契約の期間が無制限ともとれる条例で、予算書以外、議会のチェック機能が働きにくくなっています。弊害はないのか。

4点目の2。条例施行から1年あまりです。長期継続契約にはどのようなものがあったのか。また、以前に比べ、価格はどうなったのか。

5点目です。産品直売所について。

紀の川市役場隣の貴志川物産センター、JA紀の里めっけもん広場、黒潮市場のどんどん広場、海南市のとれたて広場など、近隣市では地元産品の直売を行っています。

紀美野町の人がつくった産品をそこで売り、紀美野町の人があるところへ買いに行く。これでは地元のためになりません。まして海南市のとれたて広場には、155万円あまりの補助金まで出しています。町内でも農産品の小規模直営店がありますが、1カ所である程度の品物がそろえるものをつくらなければ、時代についていけないと思われます。何とか地元でつくった産品を地元で販売することができないものか。

6点目です。学校給食について。

田辺市の小中学校、近くは紀の川市の小中学校で学校給食が実施されているとのこと。社会環境の変化により、共働き夫婦が増え、なお成長期の偏らない食事を考えれば、紀美野町でも中学校給食を始めることはできないものか。

7点目です。公共工事の工期について。

工事現場には立て看板による工期が明記されていますが、完成予定日が過ぎてでもでき上がっていない箇所も見受けられます。工期が遅れた場合、付近住民にも迷惑がかかります。もしかしたら役場発注の工期に無理があるのかもしれません。遅れた場合の対処はどのようにしているのか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君)

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時42分)

再 開

○議長（美野勝男君） 再開します。

（午後 1時00分）

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点目につきましては私から、第2点目から第4点につきましては企画課長から。そして第5点目につきましては産業課長から、第6点目につきましては総務学事課長から、また第7点目につきましては建設課長から、それぞれ答弁を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、先ほどから申し上げておりますとおり、このたび合併前の旧美里町の歳計外預金問題につきましては、議員の皆様や町民の皆様に大変ご迷惑をおかけし、おわび申し上げますところでございます。

私は、平成18年1月1日に旧美里町と旧野上町が合併をいたしまして、新町紀美野町が誕生してから約1カ月が経過した平成18年2月5日、紀美野町長として初登庁をいたしましたところでございます。それ以来今日まで約2年あまり、町議会議員の皆様、また町民の方々の多大なるご協力をいただき、私なりに精いっぱい、この町のため、町民の皆様方に安心していただけるまちづくりのために、全力を傾注してまいりました。

しかしながら先日、この事案が発覚いたしましたことは、旧美里町のこととはいえ、まことに残念でなりません。

今回の事案につきましては、去る3月5日に監査委員会から監査の報告を受け、この問題が発覚したものであります。昨年2月、かじか荘の監査業務遂行中に生じた疑義に端を発し、紀陽銀行への照会を行い、そこで裏口座の存在が判明をいたしました。これを受け、平成19年2月14日、町の監査委員に監査を依頼したところであります。

その後、町の監査委員会によって、約1年の歳月をかけ、地道な調査を続けられ、平成20年1月18日並びに平成20年1月24日に事情聴取の結果、この事案が判明したということでございます。

したがって、議員ご指摘の、平成18年合併当初から存在が判明していたというものでは決してございません。あくまでも本年3月5日、監査委員会から監査報告を受け、発覚したものであります。

町といたしましては発覚後、早速3月8日に真相究明に向けての作業を進めるため、特別対策室を総務課内に設置いたしました。以後、今日までのことにつきましては、また今後のことにつきましても、先ほど来申し上げておりますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、溝上君。

(企画管財課長 溝上孝和君 登壇)

○企画管財課長（溝上孝和君） それでは私の方から、2の町営住宅について、1番と2番をお答えいたします。

一般建築物は建築基準に基づいて、設計、建設されています。本町の町営住宅も、ご存じのように、すべて建築基準の許可によって建設されました。学校や集会所、質問の住宅等、目的によって建て方や建物の内容もさまざまであります。

今回の質問の町営住宅の目的は、低所得者向けの住宅建築物でございます。その中には4戸だけ、1戸建てと同じような特定住宅がありますが、その他の多くは低所得者向けの住宅でありまして、壁一つ挟んで長屋のように並んだ住宅も多く存在します。

防音度が高くなれば、建築時の費用も相当な高額になりますし、また、家賃にも大きな影響としてあらわれます。町営住宅の目的からして、階段を挟んで隣の部屋、あるいは上下の部屋の音を抑えることは非常に難しく、防音度を高めることの難しさはいたし方ないところであります。

ただ、質問のあった、3階のテレビの音が1階に聞こえることはあまり考えられないことで、3階の音は階段や屋外から以外は、通常、1階には聞こえてこないものと思っています。隣であるからして聞こえないことはなく、一様にして2階の音が1階に伝わることもあり、その場合、明解に聞こえるものではなく、漠然と伝わってくると思っております。テレビの音か、あるいは音楽の音の区分ができるかもわかりませんが、放送等、内容まで明確に聞こえることはないものと思っております。特殊な場合としては、2階に入居していないときの伝わり方として、3階から2階に伝わり、2階の空間で共鳴して1階に届くこともあるかもわかりません。そのような状況で聞こえる場合は、調査をさせていただきたいと考えております。

なお、集合住宅は、お隣同士でテレビの音を小さくしたり、大きな話し声や振動音を

出さないように、共同住宅の共同生活としてのマナーを守っていただくことが、お互いのプライバシーを守れることになると考えておりますので、今後、状況を見ながら、口頭指導や住宅への配布物に、マナーの記述を試みたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番の入札基準について、お答えいたします。

町が発注する建設工事の請負、または、測量、調査、委託、物品、役務等にかかる競争入札に参加することができるものは、「紀美野町発注建設請負工事等の競争入札参加資格要綱」、平成18年1月1日付の告示第12号で定められています。

現在の基準は平成19年4月1日に改正をした、基準値をもとにランク分けいたしております。建設業者が競争入札に参加しようとする場合は、質問にあった経営審査で審査を受け、「経営規模等評価結果通知・総合評定値通知」の通知書を添付した入札参加申請書を町に提出していただいて、指名競争の参加資格を得るものでございますが、申請書の「総合評定値」の点数を参考にランク基準を判別しています。

ランクは5つの業種に分けて、土木一式工事、建設一式工事、電気工事一式、管工事、舗装工事と区分しております。等級はAとBにランク分けし、点数基準としては、土木一式工事は700点以上がA、700点未満がBとしています。金額は3,000万円以上がA、3,000万円未満がBとに分かれています。建築工事も700点で、AとBに分けられています。金額は2,000万円で、AとBに分かれています。管工事、舗装工事、電気工事も同様、点数、基準ともに定めています。

なお、土木一式工事の設計金額1億円以上は、町外業者も参加可能であります。また、建築、電気、管、舗装工事においても、Aランクは町外業者も参加可能となっております。

これらの基準に基づいて、指名競争入札に参加できるものであります。すべての工事はランク分けしたとおりに運用発注しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、4点目の長期継続契約の1番2番について、お答えいたします。

紀美野町長期継続契約につきましては、契約時に賃貸借の月額料金と5年以内の契約期間を定め、締結することになっています。したがって、3条のただし書きはあるものの、最長の5年を超える契約はないものと解釈します。また、会計年度独立の原則からして、年度ごとに予算を計上するものでありますから、年度契約額や変更が生じたときの予算は、ご承認をいただくものでございます。

現契約案件はシステムやシステムの附属系がほとんどで、5課にわたり、保守点検を

含む契約をしております。

価格差については、毎年度、更新時の業務支障とシステムバージョンアップ等、比較ができない物品、役務部分が多く、また単年契約のできないシステムも多くあります。条例設定後、期間的にも短く、またソフトなどは委託業務内容を精査、選択することになり、価格比較ができないものもあります。

今後さらに弊害並びに公共契約の競争性、公平性、透明性原理を損なわないように取り扱っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とします。

(企画管財課長 溝上孝和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、中部屋君。

(産業課長 中部屋恵司君 登壇)

○産業課長（中部屋恵司君） 産品直売所についてでございますが、現在、地域で生産された農産物の町内での販売は、個人の施設では幾つかありますが、町関係施設では、ふれあい公園で行っております。また、加工品などについては、ふれあい販売所、「山の家おいし」などで販売をしております。平成18年度にJAながみねが、「とれたて広場」が建設されることになりまして、関係する町であることから、建設にかかる一部を補助して、完成してからは、町内の生産業者も多く販売に参加し、成果を上げていくというふうに聞いてございます。

町内にこのような大きな施設があれば、生産者の意欲も高まり、活気が出てくることも考えられます。現在のところ、こういった施設はございませんが、1カ所である程度の品物がそろわないとついていけない時代ですから、将来、道の駅建設も考えられていますので、併設も視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(産業課長 中部屋恵司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

○総務学事課長（森 勲君） 西口議員の6番目の質問、中学校の給食についてでございます。

県内の中学校の完全給食の実施率は、平成18年の統計でございますが、50.4%でございます。ご指摘の田辺市は77.8%、紀の川市は71.4%の実施率でございます。

す。ちなみに近隣市の和歌山市、海南市では実施しておりません。

平成になってからのアンケート結果ですけれども、生徒の８４％が弁当を希望していました。給食、弁当ともにメリットがあるのですが、現在、学校からの直接の要望は聞いていないということです。しかしながら、社会状況は変化しております。最近ではアンケート等も実施しておりませんので、学校、生徒、保護者等の意見を聞きながら、慎重に検討していく問題であると考えています。

以上、簡単ですが回答にさせていただきます。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、大竹君。

(建設課長 大竹康夫君 登壇)

○建設課長（大竹康夫君） 西口議員の７番目の質問にお答えいたします。

工期とは、契約当初に明示した工事を実施するために要する準備から後片づけまでの期間を言いますが、工事を施工するに当たり、適切な安全管理や品質管理を行うためにも、無理のない工期にしなければならないと考えています。

現在発注しております土木工事の工期の設定につきましては、現在監修している土木工事標準積算基準書に記載されております標準工事日数表に従って定めております。この日数表では、工事費に応じた必要な工事日数が記載されておりますが、その日数には、雨天、休日等の作業不能日も含まれており、業者には、無理な工期でないように配慮されております。また、工事費により、工事期間が積算できない特殊な工事や、工事内容により標準日数が妥当でない場合は、十分内容を検討した上で工期の設定をしています。

工期の変更については、契約額の変更、また工事の休止等の正当な理由があるとき以外は変更を行っておりません。何の理由もなく工期内にできない工事によっては、工事検査時点において工事点数を減じる措置をとり、著しく不誠実なものについては、より厳しい処分を行うものとしています。請負業者に対して、工事の遅れがないよう、工程管理の強化及び工期の遵守を指導していますが、今後、より一層指導を強化してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(建設課長 大竹康夫君 降壇)

○議長（美野勝男君） ７番、西口優君。

○７番（西口 優君） まず１点目です。

３月５日に監査の報告を受けたと。だけど、このような大きな問題であります。昨年

の２月から今までかかったということについて、私、疑問に思うんですよ。なぜこれだけもかかっているのかな。出す予定であったのかもわからんけども、僕は新聞に出てから聞いたということです。私、現実問題としてね、もし出なかったら、多分、会計監査の方もある程度の掌握をして、それから出したかったのかもわからんけども、考えようによったら、１年かかる、３年かかる、５年かかると期日のないものやし、この期日のない中で、私思うのに、前美里の町長、それでも出すタイミングが遅れたために、こういうふうな問題が起こる。もし問題が、そういうふうな形で遅れてしまった場合、また旧美里町と同じような問題にならへんかと、こういうことを懸念するわけですよ。

寺本町長は、そういうことについては何の心配も要らないと。本当にまじめで誠実な町長やさかい、こんなことは要らん心配かもわからんけども、だけど出すタイミングがもし遅れた場合、新聞に出てからの進み方は、確かに本当にまだこの間のことやのに、いろんなことが出てきている。もしこれが、役場だけで、監査だけでやっていたのだったら、半年たっても、１年たっても、こういうふうな話にならんかもわからないでしょう。だから私らは知る権利として、なぜこれだけもかかったのかなと、こういうことが疑問に思うんですよ。

監査は町長が任命している。その監査の報告が遅れたということは、監査の選任にも問題があるのではないかと、こういうふうに思ってしまうんですよ。確かにようやってくれてるのか知らんけど、なぜ去年の２月が今ごろになるのか。それと、その間にもし時効で失われた部分が存在するとしたら、それについては誰が責任とるんやって、こういうふうになってしまいましたな。だからその点についての再度の答弁を願いたいと思います。

それと２点目です。

低所得者向けの住宅と、こういうふうになってますが、紀美野町の例規集、紀美野町営住宅条例１３７２ページの５０条、５１条、特定優良貸付住宅の供給の促進に関する法律と。これを出させてもらったら、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第１条、この法律は中間所得者等の居住の用に供すると、こういうふうになっています。中間所得者層というふうな部分になっているんですけど、ここの認識にちょっとずれがあるのではないかなと、そのように思います。

それと、安い住宅を低所得者向けに出すという。ところが、私、ほかの議員に聞いた話では、この町営住宅は、坪当たり約６０万円かかっていると。これは、今の工事にし

ても、決して安いものではないというふうに考えるんですけど、その点の認識は、60万円というのが高いか安いかわからんけども、再度の答弁を願いたいと思います。

それと一つの確認事項なんですけど、3点目、入札基準、AとBとに分けて、例規集の672ページに紀美野町発注建設請負工事等の競争入札の参加資格要綱というのがあるって、この中にそういうふうに書かれてますが、この部分で、今までこういうふうな評価点数によってAランク、Bランクというのを分けちゃうという、国はCというのも書かれてますが、これを逸脱して発注したことはないのかという、この部分だけ確認させていただきたいと思います。

それだけです。答弁願います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたします。

なぜこれだけかかったのかとおっしゃられることが、私ちょっと意味がわからない。といいますのは、これだけ大きな問題だからこそ、約1年もかかった。それともう一つは、関係者の事情聴取をするについて、先ほども申し上げましたが、平成20年1月9日、そして1月18日、田下元収入役を事情聴取してます。そしてその後、平成20年1月24日に段木元町長を事情聴取していると。こうしたことをとらまえますと、決して遅くなったのではないと。こういう大事なことは十分調査をし、そして報告をしていくのが当然ではないかと、このように考えておるところでございます。

それと、先ほど議員がご心配をされております時効の問題、これにつきましては損害及び加害者を知ってから3年という民法があるらしいです。そうしたことで知り得た時から3年と、その知り得た時というのはいつかということが、また一つの争論になってこようかと思いますが、そうした民法があると、民法第724条ということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、溝上君。

○企画管財課長（溝上孝和君） 今申しました住宅関連ですけども、その住宅は先ほども答弁で述べました野中の住宅でございまして、特定住宅の条例でございまして、普通の住宅とまた違うんです。その違いだけ、ご理解いただきたいと思います。

それと671ページも、A、B、Cで書いているんですけど、申しわけないんですけど、今現在使用している分は平成19年4月1日に改正をしていますので、この印刷物、

大変申しわけないのですが、条例集はまだ改訂されてない、A、B、Cが載ってますので、すみません、それだけよろしくご理解お願いします。

逸脱して発注したことはないかということですが、それはございません。必ずこの要綱に基づいてやっています。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 今の町長の答弁の中で、民法で知り得てから3年と。それでは刑法についてはどのようになりますかね。刑法ではもっと長かったのではないかな。それと時効があったような気がするんやけど、刑法についてはどのように考えておりますか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えいたします。

刑法につきましては、これから弁護士と相談をしながらやっていかんならん、具体的には私はまだ存じておりません。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで西口優君の一般質問を終わります。

続いて2番、小椋孝一君。

（2番 小椋孝一君 登壇）

○2番（小椋孝一君） 私は2点、一般質問をさせていただきます。

一つは定住促進の奨励事業についてということで、昨今、紀美野町においても、合併当時は人口が1万2,000人ばかりありましたが、合併と同時に、最近では1万人少しということで、非常に人口も減ってきている中で、この議会の中にも上程されておりますとおり、人口増という観点から、福井の檜山団地の単価の値下げということも出ております。

それに応じて、特に各市町村では近年、人口が非常に減っているということの中で、それにまつわって海南市であり、また和歌山市、そしてまたかつらぎ町なんかは、定住促進奨励事業ということに取り組んで、できるだけ人口を増やすための施策をしておりますけども、当町におかれましては、今後こういう奨励事業等々を踏まえてやっていくつもりがあるのかなのかということをお聞きをしたいと思います。

それと、救急患者の搬送についてでございますけども、最近、マスコミなどでは、救急車が現場に行っても、搬入先で病院を探している時に断られるというケースをよく聞

いておりますけども、特に和歌山県では医師不足によりまして、こういうことも起こってくる可能性があると思いますけども、今後、当町におかれましてはどういう対策をとられるのか、答弁をお願いしたいということですけども、特に例を挙げますと、河内長野市などで、救急搬送が30回ぐらいわられたということがありますので、非常に私どもにとりまして、大変なことであろうかと思います。

町長には、これを答弁していただくんですけども、今までこういう事例があるのか。もしあるとするならば、今後どういう対策をとるのかという答弁をお願いいたします。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長(小川裕康君) それでは私から、小椋議員の1点目の質問、定住促進奨励事業について、お答えを申し上げます。

当町は定住促進について、積極的に各種事業を展開していることは、議員もご承知いただいていることと思います。

一昨年発足いたしました紀美野定住を支援する会が中心となって、実施しております、Iターン、Jターン、Uターン事業では、昨年中に9世帯、26名の方々が紀美野町へ定住されております。また、本年におきましても、既に数組の方々が定住を決定されているところであり、大きな成果を上げているものと思っております。

これらの方々は紀美野町へ定住されるまでの間に、町のことを十二分に研究された上で、この町に住むことを決められたことだと思います。町では、町民の方々が紀美野町で安心して住むことができる、また安心して子供を産み、育てられる施策を数多く実施してございます。

昨年4月から実施しております乳幼児等の医療費支給では、県下で初めて対象年齢を6歳から12歳まで引き上げました。また、町内2カ所で学童保育を運営するなど、ソフト事業とともに、第一保育所の建設事業や教育施設の整備などのハード事業にも、積極的に取り組んでいるところであります。

また、平成20年度から、第3子以降の子供の保育料を無料化してまいります。これらのように、町といたしましては、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりに力を入れているところでございます。

また先日、説明申し上げました平成20年度一般会計予算に盛り込んでおります紀美

野町土地開発公社に対する損失補てんに関連いたしますが、現在、町土地開発公社が分譲しております土地の分譲価格を大きく減じて、若い人たちにも購入していただきやすい価格で販売していく計画でございます。

これら種々申し上げましたが、町といたしましては、施策でもって定住促進を進めていく計画でございますので、どうかあわせてご理解、ご協力をいただきますことをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 消防長、七良裕君。

(消防長 七良裕 光君 登壇)

○消防長 (七良裕 光君) 私から小椋議員からの２点目、救急患者搬送の現状についての質問に、お答え申し上げます。

議員の質問の中にもございましたとおり、今、テレビ・新聞等で救急患者、特に重症患者の搬送が取り上げられ、大きな社会問題となっております。

全国的なデータで申し上げますと、平成１９年中の総救急搬送人員は４９１万８，４７９人で、うち重症患者は５３万６７１人、産科及び周産期患者は４万６，９７８人、小児患者、３８万６，２２１人、救命救急センター収容患者は１５万７，８８０人であり、また和歌山県下では、総救急搬送人員は４万４，６９７人、うち重症患者は４，９７９人、産科及び周産期患者２３８人、小児患者３，０７８人、救命救急センター収容患者、６，８２５人で、また当町では総救急搬送人員は５５８人で、うち重症患者は７７人、産科及び周産期患者は１０人、小児患者、３９人、救命救急センター収容患者４１人であります。

議員には、救急患者のたらい回しと、近隣府県での問題を心配しておられるのではないかとと思いますが、幸い、当町におきましては、医療機関に患者受け入れの照会を行った回数並びに件数は、１回は１１９件、２回は１４件、３回は８件、４回は３件、６回は１件で、うち６回交渉した事案内容は、老人福祉施設に入所されている９１歳女性が３９度７分の熱があり、しんどがっているという通報での患者で、近くの２次病院から交渉いたしましたが、だめで、最終、３次病院である救命救急センターに収容した事案であります。

議員ご心配の収容の問題でございますけれども、今のところ、重症患者につきまして

は2回の交渉で受け入れを了承していただいておりますので、住民の皆様方にご迷惑をおかけしていないと考えております。

なおまた、議員ご心配の医師不足等につきましては、私も承知しておるところでございますが、何分にも医療機関側の対応でございますので、消防サイドといたしましては、患者の容体に応じて、2次病院、3次病院である救命救急センターの選択をしっかりと行い、救急搬送を行っていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

(消防長 七良 裕 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一議員。

○2番（小椋孝一君） 今、副町長の方から住宅施策ということで、るる説明をしていただきましたけども、特に樫山団地の値段を下げて、できるだけ若い人に来ていただいて購入していただいて、紀美野町に住んでほしいという、これはもちろんそうなんですけども、たまたま新聞を見てましたら、海南市が定住促進奨励金ということで、40歳までの方で夫婦になられた方に40万円の報償金を出すと。そしてまた和歌山市でも30万円の商品券、そしてまたかつらぎ町も、同じように40万円の報償金を出して、できるだけ町に定住をしていくという、そういう施策をとっているようでございます。

紀美野町におきましても、近来、旧貴志川町、岩出市とか、そういうところに非常に流れていくという傾向がございます。我々、町としても、人口をいかに減らさないようにするかということにおいては、こういう施策も取り組んでいくべきではないかと私は思いますが、今後、こういう一つの施策に取り組んでいく意向があるのかないのかということでございます。その答弁をお願いしたいと思います。

先ほど、2点目の消防長の方から答弁をいただきました。よくわかりました。平成19年度の火災救急救助統計というのを、先般いただいているわけです。これを見たら、平成18年度、救急件数が平成18年に539件、平成19年に568件というふうに、だんだん増えているようでございますので、今後、もっと増える可能性があると思いますので、先ほど2回から6回あるということを聞きました。非常に消防職員頑張っておるところではございますけども、そこら辺についても、十分、今後取り組んでいっていただければと、こういうように思います。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 小椋議員の再質問にお答えを申し上げます。

近隣の海南市、そしてまた和歌山市、かつらぎ町では、そういった奨励金事業を実施するということは聞いてございます。それも定住促進のための一つの施策であるというふうに思いますが、当町といたしましては、先ほども申し上げましたように、本当に地についた各種事業を積極的に展開する中で、本当に紀美野町に住んでよかった、また紀美野町に住みたいと、そういったまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 １時４２分）

再 開

○議長（美野勝男君） 再開します。

（午後 １時４２分）

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 大変失礼いたしました。再度、お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、町では、いろんな各種事業を実施する中で、本当に紀美野町に住みたい、また住んでよかったというような形で考えていただいて、そういう形で定住促進を実施していきたいということでございます。ですから近隣の町が実施している奨励金事業、そういった奨励金については考えてございませんので、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて１４番、鷺谷禎三君。

（１４番 鷺谷禎三君 登壇）

○１４番（鷺谷禎三君） まず初めに、全国的に名町長と名声を博する、私も大変尊敬しておりました旧美里町の小馬場元町長が、このような事件で晩節を汚したこと、まことに残念であります。

それでは質問に入ります。

旧美里町の裏金問題について、この問題について3名の議員から質問がありましたが、私は再発防止を含めた質問と、旧野上町の住民の声を伝えたいと思います。

いまや、この問題で全国的に紀美野町が報道、宣伝されていることについて、残念無念であります。住民の皆さんが、高齢化率の高い田舎の町で新しい紀美野町を目指して頑張っていこうとしているやさきに、合併前の事件が摘発され、このような事態となり、議員として申しわけなく思います。

旧野上町の住民の中には、合併しなかった方がよかったとの声が聞こえます。また、このように連日、テレビ等で報道されると、子供の教育上よくありません。それに、この財政の厳しい折、今のような事態が長く続けば、財政に多くの負担になるだけでなく、ますます紀美野町のイメージダウンをするだけです。事件解決は、町長の決断一つにかかっています。ご見解をお伺いいたします。

次に、このような事件がなぜ起こったか、この際、原因を探求するのは非常に大事であります。問題点は、例えば旧美里町の町長の長期にわたる独裁的な政権問題、また、議会の機能の問題等いろいろあるでしょうが、根本はお金の問題であります。この運用の仕方の問題だと思います。今後このような事件を絶対に起こさないよう、問題意識を持って取り組み、再発防止の手だてを講じるのは大切であります。

そこで2点目として、税外負担に対する措置について質問します。

この裏金問題も、町による措置、つまり税外負担の慣行で生じたものと思います。住民の自由意思の寄附は喜んで受け入れるべきだと思いますが、このような観点から、寄附条例制定に対する考え方をお伺いいたします。

以上です。

(14番 鷺谷禎三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 鷺谷議員の質問にお答えをいたします。

第1点目は私から、また第2点目は総務課長から答弁を申し上げます。

さて、3月5日の監査委員報告により判明をいたしましたこの事案により、合併して2年あまりというこの時期に、町民の皆様方の名誉、さらには紀美野町の名誉が損なわれたことにつきましては、まことに残念でなりません。

町といたしましては、先ほど来申し上げているとおり、今後とも特別対策室におきま

して、真相究明に向けて取り組んでまいりますとともに、議会の皆さん方と連携を図りながら、また弁護士とも相談しながら、告発に向けて取り組むとともに、厳正な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、ご指摘のございました、このようなことが二度と起こらないような、そうした対策をとということでございますが、これにつきましても、今後、そうしたことに対応すべく検討し、また実施をしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長（岡 省三君） 私の方から、税外負担に対する措置についてお答えいたします。

税外負担とは、地方公共団体が本来公費をもって負担すべき経費を、寄附金等の形式で、その住民に負担させるものであり、現在、紀美野町では税外負担を求めているものはありません。しかし、建設事業等分担金徴収条例によるもののほか、水道事業負担金徴収条例、農業集落排水事業分担金徴収条例で定められたものはあります。

現金の寄附を受けようとする場合には、紀美野町会計義務規則第19条第4項にあるとおり、所定の決裁の後、寄附受納書を寄附申込者に送付し、受け入れの手続をしなければならないとなっております。また、財産の寄附につきましても、紀美野町財産規則第8条により、町長の決裁を要するもののほか、議会の議決を要するものについては議会の決裁を受けなければならないとなっております。

以上のことから、現在において、新たな寄附等の条例の設置については必要がないものと思われませんが、今後、寄附金の受け入れのための寄附条例等についても検討してまいりたいと考えております。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長（美野勝男君） 14番、鷺谷禎三君。

○14番（鷺谷禎三君） 1点目の問題で、今、町長の判断力と決断力は非常に必

要であります。紀美野町のために、可及的速やかに最善の決断をしていただきたいと思います。

2点目の問題については、例規集の686ページに財産規則と載っていますが、この表現で万全であると思いますか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 鷺谷議員の再質問にお答えをいたします。

これから町長は決断をしろと、こういうことでございます。先ほどの3月12日の町議会におきましても、決議書を皆さん方からちょうだいいたしました。そんな中で、やはり私もここで最善の決断をしていかんならん、そのような覚悟であります。また今後、議会の皆さん方のご支援、ご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） この規定によりましていけるものと思いますので、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 14番、鷺谷禎三君。

○14番（鷺谷禎三君） 町長、ほんまに可及的速やかに決断をお願いします。

2点目の万全であるかと聞いているのに、万全ですか、これで。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 現金の寄附につきましては、先ほど申しましたとおり、会計事務規則によるもので受けられます。それから財産の寄附については、この財産規則8条により町長の決裁を要して、それから議会の議決を要するものについては、議会の決裁を受けなければならないと、こういう決まりがございますので、これではまっていると考えております。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 鷺谷議員より再々質問がございました。可及的速やかに決断をしろということでございます。私も、その問題につきまして、速やかに決断をし、そして行動に移してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） これで、鷺谷禎三君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

散 会

○議長（美野勝男君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1 時 5 5 分）